

第四百四十回国会 農林水産委員会 議 院 議 録 第 四 号

平成九年二月二十七日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 原田 義昭君 理事 松岡 利勝君

理事 松下 忠洋君 理事 山本 有二君

理事 北村 直人君 理事 久保 哲司君

理事 小平 忠正君 理事 藤田 スミ君

理事 植竹 繁雄君 理事 大島 理森君

理事 龜井 善之君 理事 川崎 二郎君

理事 瓦 力君 理事 木部 佳昭君

理事 熊谷 市雄君 理事 栗原 博久君

理事 栗原 裕康君 理事 実川 幸夫君

理事 鈴木 宗男君 理事 谷畑 孝君

理事 丹羽 雄哉君 理事 野呂田芳成君

理事 牧野 隆守君 理事 御法川英文君

理事 村岡 兼造君 理事 茂木 敏充君

理事 井上 喜一君 理事 一川 保夫君

理事 木村 太郎君 理事 佐々木洋平君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 城島 正光君

理事 菅原喜重郎君 理事 仲村 正治君

理事 福岡 宗也君 理事 宮本 一三君

理事 矢上 雅義君 理事 安住 淳君

理事 辻 一彦君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 春名 真章君 理事 前島 秀行君

理事 堀込 征雄君 理事 石破 茂君

出席國務大臣

農林水産大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

農林水産政務次官 保利 耕輔君

農林水産大臣官房長 堤 英隆君

農林水産省構造改善局長 山本 徹君

農林水産省農産園芸局長 高木 賢君

委員外の出席者

林野庁長官 高橋 勲君

林野庁次長 福島啓史郎君

建設省住宅局長 松野 仁君

宅生産課長 黒木 敏郎君

農林水産委員会調査室長

委員の異動

二月二十七日

兼任

金田 英行君

村岡 兼造君

木幡 弘道君

城島 正光君

安住 淳君

同日

兼任

栗原 裕康君

茂木 敏充君

齊藤 鉄夫君

福岡 宗也君

辻 一彦君

同日

兼任

谷畑 孝君

木村 太郎君

同日

兼任

金田 英行君

城島 正光君

同日

兼任

木幡 弘道君

木村 太郎君

同日

兼任

安住 淳君

同日

兼任

本日の会議に付した案件

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四五号)

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○石橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。矢上雅義君。

○矢上委員 新進党の矢上雅義でございます。

本日は、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部改正について質問いたします。

今回の森林組合法の一部改正は、事業範囲の拡大、また指定森林組合制度、そして理事会等の執行部の法定化を初め、非常に多くの内容を含んでおります。また、森林組合合併助成法におきましては、経営基盤の強化を進めるためにも、合併の期間を平成九年三月三十一日から平成十四年の三月三十一日まで延長するというところで今回法案の一部改正が提出されておりますので、それについて順次質疑させていただきます。

まず、森林組合法の一部改正についてでございますが、今回、森林組合の事業範囲が拡大されましたが、どのような観点からこの事業範囲の拡大が行われておられるのか、農水省にお聞きいたします。

○高橋政府委員 森林組合につきましては、制度発足以来数回の改正を経まして、林業関係については、森林造成から木材の加工、販売、住宅建設等各般にわたる事業ができるようになってきているわけでございます。

しかしながら、森林組合の事業運営の実態を見ますと、多くの組合は法律上与えられた事業能力を十分に活用していない一方、子会社の設立等によって事業の多角化を図って、経営基盤の強化に努めている組合も出現してきております。経営基盤の脆弱な森林組合の多くは、補助事業関係の既

存の森林施業中心の事業展開にとどまっております。木材価格の長期低迷のもとで収益が上からず、本来行うべき組合員のための森林施業にも支障が生じかねない状況となっております。

こうした状況の中で、今回の改正は、組合系統の要請を踏まえまして、学識経験者を集めた検討会の結論を受けて、農協系統の合併の進展等山村地域における諸情勢の変化を勘案しまして、森林組合が経営基盤の強化を図るとともに、地域協同組合としての役割を今後とも十分果たしていけるよう制度的な手当てを行うものであります。

具体的には、地域の実情に応じて、森林組合が組合員の生産する物資一般の加工、販売等を行い得るよう加工販売事業の対象を拡充するとともに、森林組合の有する作業班を、林業関係に限らず、農作業や生活面において積極的に活用する観点から、共同利用施設事業の対象を拡大するものであります。

○矢上委員 最近におきまして、総合農協ですか、いわゆるJAの広域合併化が進んでまいりました。かつては山村の隅々までJAの組織網がありましたが、今だんだんサービス機関として変容してまいりまして、平場に移動してきております。そもそも、中山間地として本来ならば農業者団体がカバーするべきところが、先ほど申しましたように、広域合併で平野部、平場におりてきておる。非常に中山間地域が手薄になっております。しかも、森林組合がある、また森林組合がそこになければならない山村におきましては、過疎化、高齢化が進みまして若い人がいない。お年寄りしかいなくて非常に地域が寂れてきておる。

その中で、今各地の森林組合におきましては、特産物を加工、販売したり、また鍾乳洞等の観光ルートの設定、観光施設の設置など非常に努力しておられます。ある意味では、農林業者団体の中

で一番自助努力でやっておられるところが、特徴的なのが森林組合ではないかと思っております。そういう村おこし、それを先鋭的にやっておられる森林組合、そういう森林組合の役割をきちんと認識して、改めてこれからの政策の中に森林組合の役割を明記すること。

また、作業班についてでございますが、非常に高齢化が進んでおります。作業班の年齢構成が、昭和五十年では三十九歳以下が二一%、六十歳以上は一五%でございましたが、平成六年におきまして作業班の年齢構成は、三十九歳以下が九%、六十歳以上が四八%です。つまり、作業班の二人に一人は六十歳以上の方でございます。全国に三万六千七百九十八人の作業班員の方がおられます。一組合当たり二十五人でございます。また、この人たちの年間の就労日数が、統計によりますと、百五十日以上働く人が二万三千人、三万六千人のうちの六三%が百五十日以上働く人です。それ以外の四割の方は百五十日未満です。まあ私たち一般人が年間約二百五十日働いて生活費というサラリーをもらっているわけですから、作業班の人たちにおきましては、百五十日以上働めれば幸せの方に入っております。

作業班の方々の雇用をこれからどうやって維持していくか。それは、過疎化を食い止め、若い人たちを引きとめていくためにも大変なことだと思っております。特に、去年、ことしと三十歳未満の作業班員の方々の就労率が増加しております。そういう中できちんと作業班が通年雇用できるようにその活用を図っていただきたいと思っております。

これについての御決意を農水省からお聞きしたいと思っております。

○高橋政府委員 作業班の活用ということで、今回の改正におきましては共同利用施設の拡充というふうなことを行う考えでございます。作業班を、林業関係だけに限らず、農作業それから生活面、そういうところで積極的に活用して、通年雇用というふうな形態ができるように

うに考えているわけでございます。

共同利用施設は、建物を伴う物的施設のほか、ある作業を組合員のために行うために人を設置する、いわゆる人的施設も含むものでありまして、森林組合の事業の発展に応じて多様なものが想定されていまして、現在、すぐやれるような作業としましては、雪おろしとか除雪とか造園工事、こんなふうなものでござりまするよう考えております。

○矢上委員 続きまして、森林組合の執行体制の整備についてお聞きいたします。

特に理事に関する規定の整備の項目で、理事と使用人の兼職が認められることになりました。ただし、昭和五十三年の改正時におきましては理事と使用人の兼職禁止があえてうたわれております。なぜ、昭和五十三年にあえて兼職禁止の項目を設けたのに、今回急に理事と使用人の兼職禁止を撤廃したのか。その理由についてお聞きしたいと思っております。

○高橋政府委員 これまで、株式会社とか農協、漁協につきましては取締役、理事と使用人の兼職が認められていたんですけれども、森林組合については、両方の地位を兼ねると責任が不明確になるという懸念があったためにその兼職を認めていなかったわけでありました。

しかしながら、作業班の設置の拡大が進む中で、組合に精通した者を登用する観点から班員を理事に選任する実態が出てきております。現在、理事と使用人との兼職は禁止されております。作業に対する報酬を含めて、給与はあくまで理事報酬としてのみ支払い、使用人ではないという建前を維持せざるを得ないなど、法制度と実態が乖離を維持している状態でございます。

それから、組合の合併の際に、合併前の旧組合の本所を合併組合の支所とするというふうなケースが出てまいりますが、その支所長の地位に旧組合の地区を代表する新組合の理事を充てるということによって円滑な組合の運営ができるということとがあると思われまします。

そういうふうなことで、昭和五十三年当時とは状況が異なっております。今回の改正によりまして、理事会の設置など執行体制を整備され、理事の地位とか権限、その内部牽制体制が明確化されるということも機に、理事と使用人の兼職禁止規定を解除することとしたものでござりまする。

○矢上委員 今回の改正で、理事会の法定化、そして商法の準用によって監査機能の強化が進むことになり、お手盛りが避けられる。そういう意味で、兼職禁止が撤廃されたことと理解いたしております。

さらに、そもその理事についてでございますが、農業協同組合法の改正におきまして、学識経験者等の員外理事の活用をきちんと図って、そもその理事会自体をきちんとした正常化を図り、また監査機能も強化する、それが本筋であるとうたわれておりますが、森林組合におきましても総合農協同様に、員外理事の活用がほとんどなされていらないとお聞きしております。その状況と、これから先、確実に員外理事の登用を促進するための施策についてお聞きいたします。

○高橋政府委員 平成六年度におきまして、員外理事の数は、全理事数一万七千八百三十三人中、九十七人でございまして、御指摘のとおり、員外理事制度は十分活用されていないという実態でございます。

今度の合併による組合の広域化、大規模化に伴いまして対外取引が拡大するということを踏まえ、今回の改正で経営管理体制を整備するところでありましますけれども、その組織の活性化を図るために、確かに、学識経験者とか実務の精通者、経営能力の高い企業経営の経験者、これを役員に登用するということはぜひ必要なことと思われまします。

これまでも、その登用に努めるということを目指してまいりましたけれども、これから更には、業務の執行に有能な才能を持つという方を、あるいは組合の本質をよく認識されている員外理事

の登用の促進を指導してまいりたいと考えております。

○矢上委員 ぜひ員外理事の活用については積極的な促進をお願いいたします。

続きまして、森林組合合併助成法の一部改正について一点お聞きいたします。特に、林業労働力の確保の促進に関する法律の特例についてお聞きします。

他産業に比較して労働条件が劣る林業労働者に対して、今回の改正でいかなる配慮がなされているのか。つまり、先ほど申しましたように、林業労働者は非常に作業の年間日数が少ない。しかも、日給とか出来高払いとか、日にちが少ないうちに日給であれば非常に大変でございます。また、雇用契約も不明確であるとか、けがをした場合の補償条件も不明確であるとか、いろいろな問題が現場で噴出しております。今回の合併助成法におきましてどういう配慮がなされているのか、お聞きいたします。

○高橋政府委員 山村地域の過疎化、高齢化を背景としまして、林業労働者が減少しております。その確保が急務となっておりますわけですが、昨年、林業労働力の確保の促進に関する法律を制定しまして、林業事業者が雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るための計画の認定を受けた場合、新規就業者の研修費等について無利子資金を貸し付ける等の支援措置を講ずる制度を創設しております。

森林組合の合併に当たりまして、合併後の森林組合が森林施業を安定的かつ効率的に実施するためには、森林施業の実際の担い手でありまします林業労働者を確保する体制が整っていること、すなわち、合併を契機として雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進めていくことが確かに重要なこととございます。このために、合併及び事業経営計画に雇用管理の改善に関する計画を盛り込むこととするとともに、その認定を受けた森林組合を林業労働力確保法上の認定事業主とみなし、同法のメリットを受けることができる仕組みを新

たに設けることによりまして、林業労働者の雇用の改善に資することとしております。

○矢上委員 今回、合併に伴う事業計画の認定におきましては、雇管理の改善目標が設定されて都道府県知事が認定するというところでございまして、雇用条件をどのように文章で明文化するか、また、明文化する際の、けがをした場合とか賃金体系についてとか、きちんと客観的な基準を設けて認定に臨まれることをお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。改正案とはまた別の質問でございしますが、御了解ください。

まず、農地法の関連についてでございますが、きのうの新聞で、世界最大の生鮮野菜、果物の生産供給会社、アメリカのドール・フード・カンパニーが、九八年一月をめどに日本の農家との間で契約農園制度を導入するという記事が出ておりました。とりあえず千戸、多分専業農家だと思いますが、千戸の農家を組織するというところで、日本でもこうした企業による農業の規模拡大が現象としてあらわれてきております。千戸の専業農家といいますが、町の規模にあらわすと、十万人から二十万人の地方都市の抱える農家数ではないかと思っております。

それほど大きな地域に対してアメリカのドールが進出してくる、そういう状況を前提としまして、実は、武蔵総務庁長官が二月十四日の記者会見で、規制緩和推進計画改定に、現行の農地法で認められていない株式会社等の農業経営参入を盛り込みたいという意向を表明されました。それに対して、農林水産省は、農政の根幹にかかわるということで反発されておると一部報道がなされております。

なぜ、ここまでの過剰な反応がされておられるのか、私もさしあたり議論がされておられないのか、農水省としてのお考えを農林水産大臣にお聞きいたします。

○藤本國務大臣 武蔵さんの発言は、規制緩和と

いう観点から、個人的に記者懇という立場で発言されたように承っております。その後、私も仲間でございますから、いろいろ武蔵さんのお考えも聞きまして、詳細はこの場で差し控えますけれども、彼の意見も十分承っております。

我々としては、この株式会社等の農業経営の参入という問題については、農地法で今認められていない問題でございまして、これは極めて我が国の農業にとっては基本的な、農地法という問題は基本的な問題で、将来非常に大きな問題であるというふうに認識をしておることがまずござい

ます。今、状況を申し上げますと、平成八年の三月に規制緩和推進計画という閣議決定が出されました。それに基づいて、平成八年度中に関係者からこのヒアリングなど幅広い検討を行うように、こういうことになっておりました。現在は、関係者から意見を伺っているというのが今の現状。

我々は、新しい農業基本法というものをつくって、これは、日本の農業が非常に大きな転換期にきている、これも、今政府が取り組んでいる行政改革、財政改革、経済構造改革、そういう問題にもかかわる、そういう大きな改革に新しい農業基本法をつくるということはなるわけでございます。そういう観点からも、新しい農業基本法をつくるということで農水省としては取り組んでおるわけで、平成九年、十年にかけまして、これについての審議会をつくり、意見をまとめ、そして結論を出す、こういう考え方で今進めておるわけ

でございます。その中で、この株式会社等の農業に対する参入という問題は一つの大きな課題、柱でございまして、十分に今いろいろな方々の意見を承りながら研究、検討しておる、こういう状況でございます。

○矢上委員 幾つか大臣の御意見をまとめますと、武蔵長官が個人的におっしゃったことであるということ、議論に時間が少しかかる。ただし、武蔵総務庁長官が個人的におっしゃったことといひましても、現実問題として、平成七年の規

制緩和と小委員会におきまして同様の意見を受け、昨年の春から農林水産省におきましては農業生産法人制度検討会というものが催されているわけでございます。十分な議論の時間があつたのではないのか、今突然唐突な印象を受けて慌てる必要がないか、ではないかというところが一点。

それとも一つ、農地法上、農業経営への参入が認められないと言いますが、要するに、株式会社が農地を直接持たないということだけでございまして、株式会社等が農業経営に参入することは禁止されておられません。例えば、株式会社が山林等を購入して開拓して農業経営を営むとか、例えば農地を転用してコンクリートを張って水耕栽培等を営むとか、またドール社のように委託契約を結んで日本の農業に積極的に参入するとか、あらゆる方法で、もう既に門戸は開かれておるわけでございます。

しかし、それに対して、例えば今農業をやっておられる方々が、有限会社だけでは対応できずに株式会社をやりたい。例えば、農民の方々がたくさん集まって土地を出資合って、都市部の方から現金を出してもらって株式会社をつくるうとすると、農業者は農地を持っていますから、本来の農業者が株式会社をつくるうとするとできない。しかし、外国の資本が、あらゆる形で株式会社をつくり農業経営に参入することができるといふ非常に矛盾した現象ができておる。

そういう点を踏まえまして、平成七年の規制緩和と小委員会を受けてきた農業生産法人制度検討会におきまして、株式会社におけるどのような評価がなされているか、農林水産省にお聞きしたいと思ひます。

○山本(徹)政府委員 先生御指摘のように、日本の国内の量販店あるいはスーパー等でも、契約栽培という形で、先進的な農家と契約して優良な野菜、果物等の農産物を直接安定的に購入される、農業者にとっては安定的に販売をするというような方法がございまして、また農地を所有しないという形でございまして請負耕作の形、あるいは施設園芸等の形で株式会社等が農業経営に携わって

おられるのも事実でございます。

農地を株式会社が所有することにつきましては、閣議決定でも平成八年度にこの問題を検討するというような課題をいただいておりますように、大変多面的な問題から検討すべき問題がござい

ます。これまで十二回にわたりまして御指摘の検討会は進めてまいりまして、土地問題あるいは農業問題の学識経験者、それから農業経営者、さらに全国農業会議所、全国農協中央会、経団連等から御意見を承り、いろいろな検討を進めさせていただいておるわけでございますけれども、大きな論点として大まかに言いますと三つござい

ます。一つは、日本の農業のこれから担い手はどういう姿として私どもは描き、この担い手の育成に努力すべきかという点でございます。これについては、株式会社等に農地を持たせた方が効率的な農業経営が実現できる、農業の活性化ができるという御意見がある一方で、これはどちらかというところとアメリカ型でございますけれども、ヨーロッパの大産型のように、やはり日本は狭い国土でこれを十分に利用した農業経営を実現するという形を考えると、家族農業経営を中心として担い手の育成方策を考へるべきであつて、現在も認定農業者に農地の利用の集積を図ろうとしているわけでございますが、いわば農地という貴重な日本の生産手段が、株式会社と家族農業経営者との奪い合いになる場合がござい

ます。どちらを日本の農業の理想として考へるのかという、大きな担い手のあり方についての議論がござい

億円程度の資金力があれば一つの集落の農地を理屈としては全部買い占めることが可能になります。このような、例えば東京の大きな食品会社とか株式会社がある地域の農地を買い占めるといふような事態が生じた場合に、農村の今の社会に大きな混乱、あるいはかえって停滞をもたらすのではないかとこのような意見もございます。

それから三番目に、土地利用の問題でございます。株式会社は農地を持たせても、きちんとこれを活用して効率的な農業経営が行われればこれはこれでいいわけです。このためには、農業経営以外にこれを転用してはならないというような土地利用規制をきちんとかければ、そういう投機的な取得は排除できるのではないかとこの意見がございます。耕作放棄地などもあておるので、こういったところの有効利用にもつながるのではないかとこの意見がある一方では、現在の憲法二十九条のもとで、農地法、農振法等で、あるいは都市計画法等で計画的な土地利用、土地利用の規制を行っておりますけれども、農業経営を行うという理想、名目のもとに、将来にわたって資産保有あるいは投機、投資を目的に農村の農地を所有されて、農業経営を一応表面的には行っている。本当にそこで一生懸命農業に従事していただければいいのですが、例えば牧草をつくるとかレンゲをつくるとか、あるいは水年生物の梅とかカキを植えて、一応農業経営をやっているという姿、いわば偽装工作といいますが、そういった形で農地を保有して、将来の有利な転売、転用に備えるというようなことは、なかなか今の日本の憲法のもとでの土地利用規制の法制では限界があるのではないかとこのような意見もございます。

私ども、これは農政の基本にかかわる問題でございまして、先ほど農林大臣から御答弁もございまして、いたすにいたすまでも検討を続けていくわけではございせんけれども、そういった多面的な観点から関係者の御意見を十分承りながら、適切な方向を見出してまいりたいと考えている次第でございます。

○矢上委員 ただいまの山本局長の御意見に対して、幾つか私なりの意見を述べさせていただきます。

まず、買い占めの件です。例えば一集落が全部株式会社の手に入る。実は私が地元を歩いて農家の方からお願ひされるのが、土地改良をやったけれども息子も帰ってこない、負担金も払う能力がないから農地を買ってくれる人を紹介してくれ。あともう一つは、年金が国民年金で月四万円ぐらいいしからもえないうから、サラリーマン並みの年金を支給してくれ。この二点でございます。

あともう一つ、土地について聞きますのは、私の妻の実家が千葉県でございまして、圃場整備をしていただくと大変有利になる。銀行にお金を預けるよりも圃場整備をしていただくと道路をよくつくっていただくと、住宅、工業用地に転用できる。今宅地、工業用地転用の期待のみが圃場整備を進めておいて、現実に農地を売りたい、つまり子供さんがあと帰ってこない人たちのところにおきましては、非常に圃場整備に対して危機感がございます。

そういう点が株式会社だけでなく農業者の中にも存在すること、また将来の担い手をどう想定するかという中におきまして、認定農業者の問題がございまして。認定農業者が長期資金の融資を受けようとしてますと、非常に厚みのある膨大な資料が必要となりますし、まず資料をつくって持つていっても、中山間地におきましては、あなたの農地はいわゆる資産価値、担保価値がありませんというところで融資を拒否されてしまいます。もともと、中山間地の農地に担保価値があるほどの資産価値があるわけではございせん。二十万、三千万借金しようとするときに、田舎の農地はそんなに高く担保能力があるわけではございせんので、そこをどうするかという問題。

またもう一つ、今あります有限会社とか農事組合法人とか、農林水産省の施策に基づいた法人を仮にやっただとして、例えば年金が少ないからどうしてくれるんだと言われるときに、商売人と同じ

ように有限会社をつくってきちんと社会保険に入ってくださいと言いますと、実はみんな有限会社を一回やりました。しかし、家族経営でやっておるような有限会社でありますと、天候のリスク、また市場における農産物価格のリスクにより、年によつてはお金が出てくれない、つまり赤字のときには社会保険の掛金を払えない。では黒字のときはどうですかと言ったら、黒字のときは税金で持つていかれます。となると、家族単位を想定した今の農地法の有限会社等の組織では、これからの後継者の福利厚生を充実させることができないのではないかと、そういう問題が指摘されております。

いずれにしても、天候のリスク、市場のリスク、いろいろなことを分散させる意味でも、広域型の、また家族経営からある程度壁を乗り越えた形での株式会社論というのが、今すぐやれとは言いませんが、これからの議論として国会でも舞台上に乗せていただければと思います。

最後に、大臣にお願いでございまして。武蔵長官がおっしゃった自給率の向上と規模拡大の二点についてでございまして、日本の国内農産物の自給率を向上させようとする、つくった以上は売らなければなりません。また、規模拡大についても同様でございまして。低コストで大量の農産物をつくるということは、それをさばく必要がありまして。売れる品物をつくり出すための情報力、企画力、そして自分の力でそれを売りさばく流通力が必要になってまいります。

改めて申し上げますが、今の体系の中での法人化におきましては、私の知り合いも農事組合法人を農協を窓口にして補助金をもらってつくったのですが、流通が限定されてしまいます。農協に半分、残り半分をほかの民間に卸そうとしますと、目に見えない圧力がかかってなかなか流通の自由ができません。

つまり、今農地法が認めておる法人制度の中には、流通を阻害するような要素も入っております。できるならば、せつかくお金と手間をかけて

つくった法人ですから、よくできたものは少しでも高く売れる努力を農家がするときに、そういう流通を阻害するような要素があるようであれば、それはぜひ改めていただきたいと思ひます。

そういう意味で、今後の後継者の雇用体制、福利厚生の問題にも波及しますが、今後の議論の展開につきまして、大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○山本(徹)政府委員 先生、具体的に現地の農業者のいろいろな悩みのお話を御指摘いただきました。

私どもも貴重な御意見として承りましたが、農業者の福祉の問題、これは、農業者年金制度、これは国民年金と併給されるわけでございまして、これも、こういったものの積極的な活用とか、あるいは、農地をだれかに譲りたい、これは農地保有合理化法人の制度あるいは農業委員会のあつせん制度等々、いろいろな制度がございまして、また、融資の円滑化、さらに有利な販売先の開拓、拡大、いろいろな農業経営の現場の御意見でございまして。これらについては、私ども、それぞれの制度の改善あるいは活用といったことをこれから考えたいと思っております。

ただ、そういった問題を解決するために株式会社は農地を持てるのがいいのかどうかというの、これはかなり慎重に考えるべき問題であると思っております。先生の御意見も承りながら、私ども十分検討させていただきたいと思っております。

○藤本國務大臣 いろいろな実情につきまして委員から御意見がございまして、私もこれから、今言われました現場の状況については十分に調査をしていきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、これは新しい基本法の制定の中で、今、農地法で株式会社は土地を持つというところは禁止されておるわけでございまして、その問題も含めて農地法全般の問題について、新しい基本法をつくる、その中で検討していくという大きな柱として問題意

識を持つておりますので、十分に考えていきたいというふうに考えております。

○矢上委員 私、今、株式会社の農地保有の問題について早急に出すべきであるとか、私自身明快な答えを実際持つておりません。ただ、法人化というものが本当の意味で農業のため、農民のために役に立つような議論をオープンな形で、早目に議論を進めていただきたい、そしてより多くの選取肢を農民の方々に持つていただきたい、そういう要望でございます。

続きまして、また別の問題でございますが、生産調整の問題について質問いたします。

橋本大二郎高知県知事が、年頭所感におきまして、生産調整目標実現のための市町村、農協に対する指導を行わないとの意向を示されました。これに對しまして、農水省初め農業関係者、例えば高水倉糧庁長官の、橋本知事の拒否は法律違反につながるというコメント、また、農水省農産園芸局の、都道府県が市町村、団体への指導を拒否することは農政をやらなないことにつながるという大きな反応なり反発がございました。

これにつきまして、橋本知事の発言に對して農水省はどのような受けとめ方をしておられるのか、率直な御意見を願ひいたします。

○高木賢政府委員 橋本高知県知事の発言についてでございます。

基本的には今後の生産調整のあり方についての御提言の一つかなというふうに思っておりますけれども、私も、私どもとしては知事とは見解を異にしておりまして、約三割の需給ギャップがあり、全国の三百万にも及ぶ稲作農家を対象として生産調整をやっている、これは、言うまでもなく、価格の大幅な低落を防ぎ稲作経営の安定を図るということと、これを通じまして、主食である米につきまして、消費者に對して安定的な量を安定的な価格で供給するということを目的としているものでございます。

したがいまして、こういう重要な意義を有する生産調整につきましては、生産者団体の主体的取

り組み、これは重要な点でありますけれども、それとあわせて、国、都道府県、市町村の行政、それと生産者団体が一体的に取り組むということによりましてその着実な推進に努めていく必要があるというふうに考えております。

橋本知事も生産調整の必要性自体については御理解をいただいていると思っておりますけれども、やり方などいたしまして、報道がどこまで正確かわかりませんが、県が手を引くというような趣旨であるとすれば、これは、食糧法で定められた県の仕事、これは講学上の用語で団体委任事務というところで整理されているわけでございますが、そこから外れる可能性はあるな、こういうふうな考えられているわけでございまして、その点につきましては、各県の担当の皆様方に改めて都道府県の会議の場におきまして御説明を申し上げ、御理解を求めているところでございます。

○矢上委員 持ち時間があと一分になりましたので、この問題について私の意見を大臣に申し述べて、終わらせていただきたいと思います。

私も、生産調整、いわゆる減反というものは、原理原則上は必要不可欠なものだと思っております。私自身、減反以外に何があるのかと聞かれたら答えられませんが、しかし、選挙区に戻って農家の方から何で米をつくらせないんだと言われまして、私も、そうですね、やはりつくる自由は大事ですね、減反はあくす方向で頑張りますと答えてしまします。多分、きょうここにのられる皆さん方も内心同じ状況ではないかと思ひます。農家の目の前で、減反をやらなないあなたが悪いとなかなか言えませんが。

ということば、なぜそうなっているのか。減反は原理原則上いかに、なぜ減反というシステムが崩壊しつつあるのか。いわゆる減反が悪いというよりも、減反を行うためのプロセスですね。

これはもう当たり前のことですが、生産調整の過程というものは、国が目標を決めて、徐々に、県、市町村、そして地元農村社会の人間関係まで

おろすわけですね。農村社会の濃密な人間関係をもとに生産調整を割り当てるわけでございしますが、この濃密な人間関係というものは、かつての、戦前戦後の、機械化が進まなくて、人力で、部落単位でやっておった農業の時代には濃密な人間関係というものは存在してはいたが、現在の農業社会におきまして機械化が進んだおかげで、濃密な人間関係というものは崩壊しつつあります。

また、中央集権国家から地方分権という流れの中で、橋本大二郎知事もおっしゃっておりますが、行政の権力の執行ではなくて、地方自治体と住民との契約主義に基づくものだという、その二点でございします。契約主義に移行する中で、当然生産調整のプロセスというものは崩壊していくわけでございします。

あと、さらにもう一つ、今外国産米が入ってきておられますが、これから徐々に外国産の比率がふえてきて、関税化が進んでいきますと、幾ら減反を生産調整でやっても、外から入ってきてはるばるこぼれる。システム自体に疲弊が起きてくるおそれがございますので……（藤本国務大臣「関税化になることは決まっています」と呼ぶ）決まっていますか。じゃ、今でもどっちみち三百万トン以上残るわけですから、今の状態でも足りないと、余るわけですね、米が。生産調整は今でも足りないぐらいだ、もっと厳しくしたいのだという声もございします。ただ、今以上に厳しくするというのは大変難しい状況ですが、この減反、生産調整の仕組みというものをタブーにせずに、やはり、先ほどの法人化の問題と同じように、表に出さなければ橋本高知県知事はつくってくれたわけ

でございますので、どうか、今後とも、橋本知事の申し入れが大臣にありましたら、ぜひ積極的な議論をお願いいたします。要望として、質問を終わらせていただきます。

○石橋委員長 次、斎藤鉄夫君。

○斎藤（鉄）委員 新進党の斎藤鉄夫でございます。

きょうは、私は、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

松くい虫の被害が現在でもおさまっておりません。日本全国でこの被害の深刻な状況が続いております。私は広島でございしますが、広島で高速道路を走りますと、その両側には、まさに死の山が続いている。枯れた松の山が延々と続いております。広島空港ができましたけれども、新広島空港、国際便もたくさんございしますが、外国から来られた方が、広島空港におり立つて、高速道路を使つて広島市に入ってくる。その間じゅう、両わきにはもう死の山が続いております。まさに、日本の一番恥づかしい部分を外国から来られた方に見られているような、そういう気がするわけでございます。

森林というのは、海洋と並んで我々の生存を根底で支えているものでございします。その森林が今や死に絶えようとしている姿をそこに見るわけですが、我々の将来の姿を二重写しで見るとな気がいたします。そういう意味で、何とか、我々の生存を根底で支えている森林を守りたい、こういう観点からきょういろいろ質問をさせていただきます。

まず、今回、この森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案、これは、松くい虫特別措置法、昭和五十二年、五年の時限立法でできたわけですが、三回延長されて、二十年間続いています。この時限立法である松くい虫特別措置法を廃止して、その内容を森林病害虫等防除法、恒久法であるこの防除法の中に取り入れるということでございますが、この松くい虫特別措置法二十年の評価、総括、これをまず農水省としてどういうふうな考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○高橋政府委員 松くい虫の被害対策につきましては、森林病害虫等防除法に加えて、昭和五十二年に御指摘のように松くい虫防除特別措置法を制定しまして、五十七年、六十二年、平成四年

と改正してまいったわけでありました。

五十四年度に二百四十三万立方に及んでいた被害が、平成七年度には四割程度の百一立方にまで減少しております。それから、被害地域の著しい拡大、これも停止してきておりまして、あと、保全すべき松林においては激しい被害の抑制が進む、こういうふうには、松くい虫の被害の鎮静化に一定の成果を上げてきたと思っております。

しかしながら、松くい虫の被害量は、なお百万立方という高い水準でございまして、それから、一たん被害が軽微になった地域におきましても、気象要因等によっては再び激しい被害状態に陥る危険性がある、そういうふうには認識しております。引き続き被害状況に対応した適切な対策が必要であるというふうに考えております。

○斉藤(鉄)委員 二十年間それなりに効果があった、被害材積二百四十三万立方が百一立方米になった、鎮静化に役立ったんだ、この法律の存在意義はあった、こういうお答えかと思えます。しかし、当初は、一回のこの五年の期限立法で二、三年も空中散布をすれば、特別防除をすればなくなる、こう言われていたのが、結局二十年もかかって被害は半分ぐらいいなくなっていない。また中国地方では、逆に被害はふえております。一生懸命空中散布をした割には、被害はふえております。そういうことで、私が評価、総括しておりますのは、ちよっと林野庁の評価、総括と違っていますけれども、その点についてはまた後で質問をさせていただきます。

今回、まだ被害材積として百一立方米ある、おさまっていない、そういう状況にありながら、この期限法を延長するのではなく、恒久法の中に組み入れて対応した理由でございましてけれども、前回の延長、五年前の延長からこれまでに何か五年前と違う情勢の変化があったのかどうか、また、終息に向けてどのような見通しを持っているのか、その点についてお伺いいたします。

○高橋政府委員 前回に改正してからの変化と申しますと、やはり被害量がある程度終息といいま

すか、百万立方の水準に落ちてきたこととか、それから、被害地域の著しい拡大が停止しているというふうなことで、緊急に防除を行うための期限的な特別措置として認められてきた特別防除の直接実施の必要性、これが乏しくなったというふうなことが情勢の変化でございまして、しかしながら、それで放置しますと、一たん軽微になったところでもまた数年後に被害が再激化する可能性もある、そういうことで、被害木の破壊ですとか焼却、そういうものを内容とするような特別伐倒除命令、こういう特に効果の高い措置を必要に応じて機動的に発令し得るというふうな制度は整備しておくことが必要であると思っております。

そういうことで、特別措置法は延長しないという今後とも必要なものを、恒久法である森林病害虫に取り込んで実施していきたいというふうな考えられているわけでありました。

今後は、特別伐倒除、樹種転換、そういう防除に加えて、被害木の早期発見のための対策や、感染源を除去するための森林の適切な整備、これを一層拡充して推進しまして、激しい被害のさらなる抑制と再激化の防止を図ることによって被害の終息が早期に図られるように最善を尽くしていきたいと考えているわけでありました。

○斉藤(鉄)委員 特別措置法を恒久法の中に組み込むその理由についてはよく理解ができました。

この特別措置法、松くい虫被害をなくすために二十年間非常な御努力をされてきた。その二十年間の努力にもかかわらず、松くい虫被害といましようか、松の枯れ死、松林の荒廃、これを防ぐことができなかった。その主な理由はどのようなふうなことに総括をされておりますでしょうか。

○高橋政府委員 終息させるとい目標に向かって、達成できなかった大きな理由としては、高温少雨、風雪害、そういうマツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウの増殖の加速を招くような気象状況が発生したということ、それから樹

種転換、これが停滞しております。それから、除間伐のおくれ等に伴いまして、マツノマダラカミキリの繁殖源の増加というものが見られております。それから、被害木の見落としということ、駆除措置が徹底していない、こういうことが、要因が重なってなかなか終息に至らないということが理由と考えております。

○斉藤(鉄)委員 被害を終息することができなかった理由は、一つは気象その他、被害木を見つけられなかった、いろいろ理由がございまして、

それも一つの原因かと思うのですけれども、最近、新しい学説が出てまいりました。それは、松くい虫被害の主犯は松くい虫ではない、この言葉自体ちよっと矛盾しております。松くい虫被害の主犯は松くい虫ではないという言葉、ちよっと矛盾しているのですが、要するに、広がった松の枯れ死、松林の荒廃、その主犯は松くい虫である、

松くい虫がマツノザイセンチュウという非常に小さい線虫を運ぶ。その松くい虫が松を食べ入るときに、マツノザイセンチュウが松の中に入ると、その中で繁殖をし、それが松枯れを起こすのだ。これが松くい虫主犯説でございまして、この松くい虫主犯説によつてこの二十年間、松くい虫特別措置法という法的裏づけを置いて、主に特別防除、つまり農業の空中散布が行われてきたわけでございますが、この特別防除を本当に一生懸命やってきながら効果が上がらなかったその原因は、松くい虫主犯説そのものが間違っていたのではないか、こういう学説が出てまいりました。

その学者の方にも私がお会いして、いろいろ学説、また実験場等見せていただきました。その学者の方の説によりますと、環境主因説といましようか、大気汚染、酸性雨であるとかそれからディーゼルエンジンの微粒子が松の気孔に入る。松の葉っぱというのは構造上非常に大気汚染に弱い構造になっているのだそうですが、そういう微粒子の影響等によつて、また酸性雨による土壌の劣化、こういうことによつて、松の体力そのものの

がなくなる。松の体力がなくなったところに松くい虫が行つてマツノザイセンチュウを選び、マツノザイセンチュウが体力のなくなった松に繁殖をする。ですから、マツノザイセンチュウが松枯れの原因ではなくて、そもそも大気汚染が原因なのだ、環境の方が主要因なんだという学説でござい

ます。実験結果を見ますと、確かに元氣な松に松くい虫を巣くわせてマツノザイセンチュウを繁殖させようとしても、元氣な松ではマツノザイセンチュウは繁殖しないそうでございます。そういう実験結果が出ております。また、情況証拠的にも、例えば高速道路に面している山は松林が本当に枯れている、頂上を過ぎましてその裏側に行きますとほとんど松枯れが見られない。広島県も確かにそういう状況でございまして、

こういうことを考えますと、ここで学術論争をするつもりはありませんが、松くい虫主犯説でこの松くい虫特別措置法、特別防除をやつてきたその主犯説そのものが、根拠が間違っていたから効果が上がらなかったのだ、こういう説に対してどのようにお考えでございましょうか。

○高橋政府委員 松くい虫被害の原因は、そういう最近の学者の説もございしますが、やはりマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウであるというところが森林昆虫学とか森林樹病学、そういうところで国の内外を問わずに学説、定説となつてい

るわけでありました。全国的にも発生している状況を見ますと、葉が秋口から急激に鮮やかな赤褐色に変化するといふ松くい虫の被害の共通した特徴を示しております。それから多くの地域においては枯損した松からマツノザイセンチュウが検出されております。それから都市近郊のほかに、大気汚染の考えられないような島など、そういう大気汚染の考えられないような状態のところでもやはり発生している。それから、大気汚染が問題となつていなかった昭和二十年代にも、百万立方に及ぶような松枯れが発生している。それから、大気汚染であ

広島には三次盆地という盆地がございます。霧の都として有名な盆地でして、霧が非常にきれいなところでございます。そこに中国自動車道が開通してから、その霧が酸性霧になったというところで非常に有名でございます。pHが四・五、四・六のそういう酸性霧。酸性霧の霧の都になってしまった。その霧がたまる三次盆地に面した山の松枯れが非常にひどくなった、その盆地の山の頂上を越えた部分についてはほとんど松枯れが見られ

○斉藤(鉄)委員　では、この話は一たんこれで終わりまして、特別防除、空中散布ですね、空中散布がもたらす環境影響についてちょっとお伺いしたいと思います。

○斉藤（鉄）委員 環境上、また生態系を破壊する

防除が中止になったことがあるかどうかというお尋ねに關しましては、平成四年度以降の四力年

で、計画面積が二十七万六千ヘクタール実行しよう、こういうふうな提案をしたことに対しまして、一部中止したものを含めまして四千四百ヘクタールが中止ということになっております。

その中止した理由としては、松林の周囲の生活環境や自然環境の保全に配慮したものと、あるいは農業、漁業の事業に対する影響に配慮したものと、あるいは地域住民の理解が得られなかった、あるいは実施予定の松林が山火事で消えてしまったというふうなこともありまして、今申し上げたように、計画した面積の二十七万六千ヘクタールのうち四千四百ヘクタールが、そのうち一部をやめたものもありますけれども、中止ということになっております。

それから、被害の状況でありますけれども、やはりその被害もそういう協議会等を通じて把握しておるわけですが、やはり平成四年度から八年度までの五年間におきまして、薬剤が風に流れたというふうなことにしまして、自動車の塗装が変色したというふうな被害が七件発生しているという報告を受けております。

○斎藤(鉄)委員 今住民の健康に対する心配、その協議会でそういうことが話題になったことがあるかという質問をさせていただきましたが、これまで述べてきた住民の健康への影響、これは現実には心配されている方がたくさんある。それから、環境への影響、森林生態系を破壊するのではない、また、森林とつながっている河川等の水中の生態系を長期暴露によって破壊するおそれがあるということ。それから、何よりも最近の学術論争で、松くい虫そのものが原因ではないのじゃないか、環境主因説というものが起きてきたこと。

こういうことを考え合わせますと、今回特別措置法を終結するに当たって、一たん空中散布を中止し、見直してみる。本日にこの農業の空中散布が、松くい虫被害といましようか、松林の枯れ死の増大を阻止するのに有効なのかどうか、もう一度検討し直して、研究をし、その後にもし本

に有効であるということになれば復活をする、こういう声もあるわけですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○高橋政府委員 特別防除だけでなく、ほかのいろいろな対策をやることを進めるべきではないかという御指摘と思えますけれども、やはりマツノマガラカミキリを駆除するということが被害防止対策の基本であるということは、私もそう思っております。特別防除以外でも、その繁殖源となる枯死木、こういうものを除去するとか、あるいは樹種転換、そういうものを進めたり、新たに造林事業というふうなことでそういう不用木を伐採する、健全な松林を整備する、こういうことを充実していきたいというふうに考えております。

特別防除を一たん中止してというふうなお考えをお示しいただきましたけれども、地形によって人が行けないような非常に危険な急斜面があったり、ある程度広い面積を一斉に防除したりというふうなケースで、やはり効果的な防除を行うには特別防除をやらなければならないというふうな実情もございますので、そういう状況も踏まえて、地域の状況に即していろいろな防除方法を組み合わせていくということで、今後対応していきたいというふうに考えております。

○斎藤(鉄)委員 議論がちよつと平行線になってまいりましたけれども、もちろん伐倒駆除や手入れ、樹種転換、こういうものは大事でございませう。これを徹底的に進めていただきたいと思っております。

しかし、非常に効果に疑問があると言われるようになってきた空中散布については、先ほど申し上げましたように、健康被害や環境生態系への影響ということも考えると、一たん中止して考え直すべきではないかと思えます。空中散布にこれまでかけてきた費用、国費、大体どのぐらいになるのでしょうか。

○高橋政府委員 昭和五十二年頃から平成七年までに松くい虫の特別防除に要した国費は、四百七

十六億円となっております。

○斎藤(鉄)委員 四百七十六億円。多分、地方自治体負担も含めると一千億円を超えるのではないかと思います。大変な予算でございまして、いろいろな学説があるにもかかわらず、また環境、住民の健康被害、そういう問題があるにもかかわらずこの特別防除をあくまで進めていくというのには、既得権があつて、その既得権を守ろうとするからではないかという声もございませう。

聞くところによりますと、農業会社、それから空中散布をする会社、そういうところへ農水省から天下っている方もいらっしゃる。今度ちよつとその数を調査していただきたいと思いますが、そういう天下り先の仕事を確保する、そのためにいろいろな問題点が指摘されているこの空中散布を何とか統括していく。今回、これは間違いないこととは先ほどの御説明でわかりましたが、特別措置法を恒久法に入れるのもこの空中散布の既得権を恒久的にするためだ、こういうことを言った人ものいるぐらいてございませう。そういう見解があるわけではございませんが、その見解に対してはどのようなお答えになりますでしょうか。

○高橋政府委員 特別防除を実施するに当たりましては、御承知のとおり、地元説明会、先ほどの協議会、そういう手続を踏みまして、被害状況の変化等に応じて弾力的に実行するものであります。予算そのものも近年一貫して減少を続けております。そういう意味から、特別防除予算が既得権化しているというふうなことは考えておりません。

○斎藤(鉄)委員 昨日の新聞でございませうが、広島県知事は「農業空中散布に反対」「県知事が明確」という新聞が出ております。効果が上がっていない、住民への健康被害、生態系への心配、こういうことで、広島県としては、県知事として農業空中散布に反対する、どうしてもやりたいという自治体があればそれは別だけれども、こういう記事が出ておりました。

また、こういう知事の方針のもと、これまで空中散布を続けてきた広島県内の二市五町が、もう来年からは空中散布をしない、こういうことを決定したわけではございませんけれども、こういう自治体に、農水省は特別防除法の精神からどのようにかわつていかれるのでしょうか。

○高橋政府委員 特別防除につきましては、市町村とか地域住民、そういう関係者の理解が得られる見込みがあるところで実施するということが基本だと考えております。現在、広島県で行われております特別防除は市町村が実施主体でありますから、市町村が反対していれば、これは特別防除は行われないうことになると思っております。また、広島県につきましても、詳細を承知していただきながら対応したいと思っております。

○斎藤(鉄)委員 松くい虫特別措置法の終了、そして森林病害虫防除法の中にこれを組み入れるということについてちよつと議論をさせていただきました。大臣、森を守るという観点から、先ほどの議論をどのようにお聞きになりましたか。また、これからの森林を守る決意についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思っております。

○藤本国務大臣 委員とは、予算委員会でもこの松くい虫の問題、いろいろ議論させていただきました。私の選挙区の香川県でも森林の四割がたしか松であったと思えますけれども、随分被害を受けております。

この松くい虫の対策については私も非常に関心を持っておりまして、先ほどの議論を承りながら、その防除の方法についてはいろいろな方策を組み合わせていくことが一番必要ではないかなというふうに思いました。ですから、私も決して特別防除にこだわっているわけではありませう。その地域、地域の住民の皆さん方の意見を十分にお聞きした上で対応、対策は立てていくべきであらうというふうに思いますし、一言つけ加えますと、特別防除については地形が一つの原因になるのではないかと。人手でできないような地形も

あるわけでございます。そういうところはそういう特別防除が有効になるのではないかと。しかし、非常に平坦なところで、特別防除をすることによって周囲に非常に大きく影響するというようなところでは、十分に住民の皆さんの御意見も聞いて、そしていろいろな方法、方策を組み合わせせて対応すべきであるというふうに感じました。

いずれにしても、森林というのは経済的な機能と公益的な機能をあわせ持つておるわけでございます。まして、国土の保全であるとか水源の涵養であるとか経済的な機能を持つておるわけでございます。これら森林を守るといふことについては私も重大な使命を持つておるというふうな認識しておるわけでございます。いろいろな施策を通じてこれから頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞひとつ御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○斎藤鉄委員長 ありがとうございます。終わります。

○石橋委員長 次に、辻一彦君。

○辻(一)委員 私は、森林組合法の改正案、また合併助成法の改正案、そして松く虫の法案について二、三質問いたしたいと思っております。

同時に、森林組合の関連で中山間地対策、その点でウルグアイ・ラウンドの対策の問題についても若干触れて議論をしたいと思っております。

まず第一に、戦後、植林した山は四十年前後、もう十年前後でいずれも、国産材の新しい時代といえますか、伐採をやらなければならぬ、そういう時期を迎えておると思いますが、こういうときに国産材が有効に国内で活用できないということになると、林業関係では壊滅的な打撃を受ける心配があります。

そういう中で、今日のこの森林組合が果たしている役割というものは大変大きいと思いますが、こういうときにおける森林組合の位置づけ、それから森林組合の現状、それからそれが持つ課題、こういうものにつきまして、まず大臣の方か

ら基本的にちょっと伺いたいと思います。

○藤本国務大臣 まず、森林組合の位置づけでございますが、森林組合は地域林業の中核的な担い手であると考えております。

森林組合の現状でございますけれども、現状は経営基盤が非常に脆弱でございます。今後、森林組合が役割を十分に果たしていくためには、合併の促進であるとか事業範囲の拡大を図りながら、その強化が不可欠であるというふうに認識をいたしております。

○辻(一)委員 もう一つ、林野庁長官に伺いたいのですが、ここ近年、流域管理のシステムということが確立をされつつある。そういう中で、範囲がかなり広範にわたっておりますが、森林組合のこの流域管理システムの中における位置づけあるいは役割、こういうものをどういうふうに認識をされているか、まず、この点をひとつ長官に伺いたいと思っております。

○高橋政府委員 御指摘の流域管理システムは、流域を単位として、川上から川下までの関係者の合意によりまして森林の整備とか木材生産を効率的に推進しようというものでございまして、森林組合は、民有林の造林の約九割、それから間伐の約六割を実施しております。地域林業の中核的担い手でございます。ですから、森林の流域管理システムを推進する上でも、まず、流域内の森林整備を実施する担い手として重要な役割を果たすことが期待されております。

それから、流域内の木材生産の効率的な実施との関連につきましては、森林組合がその事業活動を通じて、木材の生産、加工、流通等の活動の中核として、流域における木材生産の実施、木材の加工、住宅建設、こういうものを行う第三セクターへの出資、流域内関係者の話し合いの場への参加というふうなことを行うことが期待されております。

○辻(一)委員 今度の法改正によって森林組合の業務の範囲を拡大するというのが非常に大き

な、大事な点ではないかと思いますが、その場合、やはり今までの森林組合自体は強いとはなかなか言いにくい、弱体な点が多いのですが、全体として設備投資の必要が乏しいのではないかと。そういう点に対する支援の道というものは合併後考えるのかどうか、この点をちょっと伺いた

○高橋政府委員 森林組合の活動が森林の整備の促進、山村地域の活性化等の要請に資することから、森林組合の設置する共同利用施設に係る税制上の優遇措置、林業構造改善事業による補助等の助成を行っていただいております。例えば、林業構造改善事業においては、林産物に限らず、地域特産物の利用加工施設等を森林組合が設置する場合に補助を行うことが可能でございます。林野庁としましては、今後とも、これらの事業の要件に該当するものについて必要な助成を行ってまいりたいと思っております。

○辻(一)委員 現在の森林組合で、林道を自前でちゃんとやれるというふうな、それはおおよそどれぐらあります。詳しい数字はいいですが、お

○高橋政府委員 森林組合が実行している林道の数値の手持ちは今ございませんけれども、林道の助成といたしましては、補助林道という形で国費を約二分の一補助するという制度がございま

○辻(一)委員 林道の予算というのが相当あるし、それから、自治省の方の予算等も随分活用されておりますが、せっかく的林道をつくる予算が具体化したときに、できるだけ山村の森林組合がこれを引き受けてやるということは、雇用の面からいろいろな面から大変大事だと思っております。森林組合が林道に取り組んでいけるというふうな、そういう設備を持つぐらひの支援が大事ではないかと思っております。これはどういう考えか、ちょっとお尋ねしたい。

○高橋政府委員 確かに、林道が地域の林業生産活動の基盤でございます。このネットワーク

をつくるということが一番重要でございます。その役割を森林組合がみずから担うということも大切でありまして、これは林業構造改善事業でも、補助林道でも、それからたまたま御指摘の地財措置によりまして林道と林道というふうなことも予算上は可能でありますので、ぜひ森林組合がそういう林道建設の担い手になる、そういう立派な森林組合を、今回の考え方では合併によって経営基盤を強化して、そういう森林組合を育てていきたいというふうに考えているわけでございます。

○辻(一)委員 法律を改正して森林組合の業務がかなり広がって広範にわたりますが、その活動が広がれば、また山村等においては農業協同組合あるいは地場の産業等々の競合問題というところから起きるのではないかと思っております。それらに対する指導の考え方というものをお尋ねしたい。

○高橋政府委員 農協を含めた地域の関係者との関係につきましては、山村地域は今人手不足というふうな状況でありますので、事業の競合というよりは、むしろ地域の持つ物的あるいは人的資源をより有効に活用するというふうな機能分担が進むのではないかと考えております。

林野庁としましては、森林組合の組合員が大部分が農協の組合員と重複しておるわけでありますので、組合員の便宜や地域の共存共栄という観点に立ちまして、農協等の行う事業との調整が必ずから図られるような、そういう必要があると考

○辻(一)委員 今、農業協同組合も合併問題というものが最大の課題であろうと思っております。進んでいない面もありますが、それでも農協の方は状況を見るとかなり合併が進んでいる感じがしますが、それに比べて森林組合の合併は必ずしも速いとは言えない、おくれがちになっておりますが、森林組合の合併がおくれがちであるという原因という

か、そういうものをどういうふうにお考えか、お

尋ねたい。

○高橋政府委員 森林組合、もともとは三千五百ぐらいありまして、現在それが合併を進めて千四百という数字になってきております。遅々とした歩みではありますが、合併が促進されているなと思っておりますが、それがなかなか進まなかった理由というのは幾つかあると思います。

やはりそれぞれの森林組合の経済活動の差といえますが、比較優位にある組合と比較下位にある組合が合併したら抱え込むことになって損をするというふうな経済的な問題とか、あるいは、合併すると、市町村が面倒を見てくれたのが、市町村を超えた組合になってしまおうとなかなか市町村との密接な結びつきがなくなってしまうというふうないろいろな心配というふうなこともありまして、そういうことが合併の阻害要因になっているのではないかなというふうに思っております。

○辻(一)委員 森林組合を合併するときに、またその事業計画の延長があるわけですが、これらについての具体的な条件とかモデルを示す考えはないか、いかがですか。

○高橋政府委員 森林組合はあくまで森林所有者の協同組織ということですので、そのモデル像というのはそれぞれの地域に実情を踏まえながらそれぞれが描くべき課題ではないかなというふうに思っております。

我々といったしましては、このような自主的な取り組みを助長する観点から、税制上の支援を引き続き措置するとともに、九年度予算におきましては、森林組合広域合併等促進対策事業によりまして、都道府県が森林組合の広域合併のための関係者の合意形成を図る協議会を設置するということが助成をすることになっておりまして、やはり地域の特性に応じた組合のあり方、これをそういう協議会の場で検討してもらおうという考え方でいきたいと思っております。

○辻(一)委員 では、ちよつとこの機会に、森林組合に非常にかかわりの深い中山間地の対策の問

題について若干お尋ねしたいと思ひます。

まず、山がどこでも荒れて、国有林を見ても、表を見ると緑がきれいな山だけれども、中に入ると、間伐や除伐が不十分だからもう下草が消えてしまふ。そういうことで非常に土肌が出ていて、そういうような国有林も間伐見受けるのですが、全般的に国有林も民有林も山が今荒れていると言わざるを得ない。

そういう中で、山村人口がだんだんと減ってきて、基幹になる労働力が非常に少ない。そういう中で、森林組合が持つ作業班等の役割というのは非常に大事だと思います。近年、山村において、山荒れ、また山村の間にある水田の耕作放棄、こういうことが随分見られるわけですが、こういうものに対して、森林組合、農業協同組合、それから役場等が一つになって第三セクター等をつくってこれらに対応している、こういう姿がだんだんと見えております。これに対してもう少し強い支援をやる必要があるかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○高橋政府委員 私どもも大切なことと考えておりまして、第三セクターの設立を支援する、そしてまた、その健全な育成を図るために、森林保全事業等を行う第三セクターに対して、山村振興法に基づく税制上の特例措置並びに出資及び立ち上がり経費の一部に対する地方交付税措置を講じているほか、林野庁としても、第三セクターを対象にしまして、林業労働力確保支援センター、これを通じて、林業就業促進資金の貸し付けを初めとする支援措置、それから林業構造改善事業の補助事業による、林業生産施設や労働環境施設等の整備を推進しているところであります。

こうした総合的な施策を推進することによりまして、地域の実情に応じた第三セクターの活動を支援してまいりたいと思ひております。

○辻(一)委員 スイスやドイツあたりで、欧州では中山間地の対策として、デカップリング、直接所得補償という方式を取り入れておりますが、耕地一ヘクタールに幾らとか、山手の方に飼う乳牛

一頭に幾ら、こういう助成を行っています。そして国土の保全や環境の維持ということに力を入れている。

我が国の場合、採算の合わない中山間地帯が食糧の生産とともに国土、環境の保全に果たす役割は非常に大きい。しかし、一人一人にすれば面積がそう多くないわけですから、そこに幾らかの助成金あるいは所得補償を出しても、あるいは飼っている乳牛やまた肉牛等に一頭幾らという形で出してもなかなか十分な成果が上がるかどうか、こういう点が問題があるということで、直接所得補償のやり方というのはなかなかないという批判があります。

そこで、私は直接所得補償に道を開くべきであると思ひますが、まず第一弾として、今の第三セクター等に山村の山の荒れ、それから耕作放棄地等々の維持管理、こういう仕事を支援をしたことがありますが、平成の屯田兵を置くというような考え方で山を守り、それから山村の耕作放棄地を守っていくという、こういう対策をぜひ考えるべきでないか、そういうことがこれからの新しい中山間地対策の一つの大きな柱に据えられるべきではないかと思ひますが、これらについてちよつと大臣に、どういう御見解をお尋ねしたい。

○山本(徳)政府委員 先生ただいま御指摘の、第三セクターを活用して、山村の水田あるいは耕作放棄地を高度に利用して農業生産等の場として活用するという御提言でございますが、私ども、このような仕事も大変重要な課題だと思ひております。

ただ、先生も御指摘のとおり、人件費の直接補助というふうなことになりますと、これらの第三セクターの活動が、農地という私的な財産の保全あるいは活用に係るものであるとか、予算の硬直化を招くというふうな問題もございまして、私どもとしては、平成九年度予算案におきまして、第三セクターが実際に農作業の受託をする、あるいは職員の資質の向上のための研修をするという

ような事業活動に新しく助成することにいたしますとともに、第三セクターが農地保有合理化法人の資格を持つております場合には、耕作放棄地等の、あるいは老人農家等の請負の依頼を受けて耕作をする場合に、機械購入経費に対して無利子資金を提供するような事業、また、山村振興対策事業等で第三セクターの施設整備費、これは流通加工施設とか都市農村交流施設等も含みますけれども、そういった施設整備費に対する助成等も行わせていただいておりますのでございまして、山村の就業機会の確保あるいは所得の確保のための第三セクターの活用に対しては、いろいろな面で助成を拡充し、またこれを活用させていただきたいと思ひております。

○辻(一)委員 今、構造改善局長の答弁でいろいろなことをやっているのは、それは私も大体わかりますが、しかし、もう少し太い柱を中山間地対策として出せないかという点であります。

それで、林野庁長官にもあわせて伺いたいんですが、けれども、私の歩いた北陸、福井県に池田町というところがあります。調査に国会議員団に何回か来てもらったこともありますが、やはり山村で人口が減っていく、若手の労働力が少ない。そこで、緑の館運動というのは全国に若手の人を公募した。その条件というのは、土地と家を、初めは月一万円ぐらいで安く貸す、そして、二十年間山仕事をやり、居住をしてくれば、そのまま差し上げますというか、まあ無料というわけにいかぬです。それから極めて低い価格で払い下げをする、こういうことの呼びかけをしたところ、十倍近い応募者があつて、今は十家族ほどが入つております。随分いろいろなところから来た方ですから、なかなか地域になじんで溶け込んでいくという点の難しさがあるのですが、それでもなかなかよくやつて、相応な成果を上げておられるのです。

こういう山村の活性化ということを考えると、このような動きが、いろいろ法的に縦にはいろいろなやり方があると思ひますが、中山間地対策としてもっと太い柱になって、この大事な中山間地

を守っていく、こういうことが考えられないかどうか。これは林野庁長官と、大臣にもひとつそのの所信をお尋ねしたい。

○高橋政府委員 各地で、山村に定住化というところと、住宅の提供とか、あるいは土地の提供というふうな事例も見られることは承知しております。

ただ、私も今現在やっております事業は、やはり林業とか木材産業をまず振興し、それからその地域のレクリエーション施設を整備するというふうな経済活動を推進して、あるいは集落排水施設というふうなことで定住条件の基盤整備、それから労働力雇用を確保するという意味で就業準備のための無利子資金の貸し付け、こんなふうなことではいろいろと山村に人が来て労働力としてきちんとか働ける体制をつくるというふうなことを考えておるわけですが、なかなか住宅あるいは土地というところまでは手が及んでおりませんので、その辺は今後の検討課題ではないかというふうに承知しております。

○藤本国務大臣 中山間地域の対策は、ウルグアイ・ラウンド対策の中で六割が平場で、こちらの方は生産性の向上であるとかコストダウンを図っていくという非常に大きな柱がございますから対策としては見やすいわけでありまして。しかし、この四割の中山間地域対策というのは、すべてこうだというふうな対策はなかなか難しい。地域、地域によって状況が違うと思うのです。それだけに、この四割の農地面積を持つ中山間地域対策というのは、私は、非常に重要であると同時に、非常にまた難しい面を持っており、そういう基本的な認識を持っております。

先ほど池田町の例も挙げられました。非常に私も興味を持って承ったわけでございますが、もし機会があればぜひ私も見てみたいなと思っております。中山間地域の対策については非常に私自身が問題意識を持っておるということを申し上げたいと思うのです。

今我々が取り組んでおるのは、中山間地域の発

展のために、また住民の方々の生活環境をよくしたり所得を上げるために、いわゆる周辺整備的なものに力を入れている。農道、道路をつくったり、それから生活環境をよくするための集落排水事業であるとか、それから、情報の面で不便なところもあるわけでございますから、CATVの問題も郵政と話し合ってそういう事業も進めていたり、それから、その地域、地域の持つ資源を有効に使うために、そういう資源を使って施設をつくるのであればそういう補助対象にもするし、そこで施設ができれば都会からも人が来る、またその施設に雇用のチャンスも生まれるというふうなことで、いろいろと中山間地域対策というものは考えておるわけでございます。

しかし、なかなか決め手というのがございまして、この問題は、新しい農業基本法をつくるために今私ども取り組んでおるわけでございまして、その中で中山間地域対策というものをぜひきちんとしたものに仕上げていきたい、そういうふうに今思っております次第でございます。

○辻(一)委員 ウルグアイ・ラウンド対策費が平成五年に出発しましたが、あの中に、今大臣の御答弁のように、中山間地域対策というのは大きな柱になっておると思うのです。ところが、ウルグアイ・ラウンドの対策費を削減し、あるいは見直しをやり、こういう論議が今随分とあちこちで聞かれるのですが、私もこれについてはいろいろ意見がありますが、政府として、農林水産省としてどう考えておるか、ちょっと大臣の見解をまずお尋ねしたい。

○藤本国務大臣 このウルグアイ・ラウンド農業合意によりまして、まず、農業、農村が受ける影響を最低限に食い止めるということ、それから、新しい国際環境のもとで足腰の強い農業を築いていくという、そういう考え方のもとに、一年かかって各方面の意見も承りながら、政府・与党が責任を持ってあの六兆百億という数字を決めた、こういういきさつがございますし、また、衆議院におきましても、平成六年の十二月には、六兆百

億の金を使っしかりした日本の農業をつくつていけ、こういう御決議もいただいたわけでございまして、そういう当時の状況を思い出しまして、今のこの議論というのは私は非常に残念なことだというふうに通じておるわけでござい

○辻(一)委員 私も、平成五年の十二月にウルグアイ・ラウンド対策費が確立されたときに、前後に深いかかり合いがあるものですから、私の意見も申し上げ、また、大臣の見解も二、三、お尋ねしたいと思ひます。

当時、食糧の自給率が、穀物ベースで二八%を割り、カロリーで四六%、今はもう四二%に下がっておりますが、非常に自給率が低下をしております。その中で、国会ではしばしば米の自給ということを決議をされている。この中で、国会決議に反してやむを得ない苦渋の選択として、当時、ウルグアイ・ラウンドの協定を受け入れたと思っております。

当時、ある意味では国論を二分し、私も当時は社会党の農政の担当者でありましたが、この決定のときに、連立政権から離脱をし、それから閣僚を引き揚げると言つては随分と論議をした記憶があります。そういうように、国論をまさに二分をしたその中で、政府は、やむを得ないものとして、農業国内対策に万全を期すという声明を出し、それから、国会もまた、WTOの審議の後、この国内対策には万全を期する、こういう決議を改めてやつたと思っております。

そして、予算編成も、閣議の了解、決定があつて、それは、予算編成の過程で別途にウルグアイ・ラウンド対策費を編成する、こういう確認がなされて平成五年の暮れに補正予算が組まれた、こういう経緯があります。そこから本予算が組まれている経緯があります。私は、当時、日本政府のこれは重大な政治決定であり、しかも、国民、農家、農民に対する非常に大事な約束事であると思ひます。その上に立つて六兆百億があつたと思ひますが、大臣としてはどういう認識でいらつ

しかし、総額については、これはしばしば申し上げておきますように、当時、六兆百億という数字が決まったときの経過を思い出してみれば、これは、総額は総額としてこれからも続いていかなければならない、そういう問題だ、考え方としてはそういうことだと思っておるわけでございまして、要は、中身の問題がこれから議論されるべき問題だというふうな認識を持っておる次第でございします。

○辻(一)委員 ウルグアイ・ラウンドの対策費は補正予算から出発しましたが、補正予算の編成期においても、今これだけの緊急性があるのかどうか、こういうことがいろいろと批判があったと思えます。しかし、ウルグアイ・ラウンドの対策費の前身は、今大臣の答弁にもありました、やはり日本農業の体質を強化をし、農村の体質の強化と活性化を図るということをやりたいとしたものであると思えます。そういう意味では、六年間かかっているの目的を実現するというので、必ずしも今すぐ、緊急性という意味での尺度だけではない、かかっているものではない、こう思っています、いかがでしょうか。

○藤本国務大臣 御指摘のように、六年間で六兆百億の事業を行う。それから六年間という期間は非常に大きな意味を持つておるわけでございまして、二〇〇〇年に向かつて、その六年間に足腰の強い農業が達成、実現できるようにやっていかなきゃならぬ、こういう一つのタイムスケジュールがあるわけでございまして、そういう点からいえば、着実に、しかも効果が早く出るように、スピードを上げて推進していくということは必要なことだというふうに思っております。

○辻(一)委員 このウルグアイ・ラウンドの対策費をこしも、先ほど申し上げましたが、補正に組むということについての御意見があつて、本予算に組むべきだという意見が随分とありました。しかし、当時の状況を振り返ってみると、本予算に、毎年六分の一ですから、一兆円、その半額

としても、国費を急に増額をする、六年終わつたらこれを落とすという、こういうことは今の日本の予算の編成上やはり非常に難しさがあるということ、まず補正予算に計上して出た、こういう経緯が私にはあつたと思うのです。だから、補正予算に組むことが筋が通らないと言われのは過去の経緯を知らざる方が御批判になるのであつて、今日においても補正に組むということとは不思議ではない、こういうふうに思っています、この見解、いかがでしょうか。

○藤本国務大臣 私もお考え、非常にありたいとお考えだと思っております。これはまあ大蔵大臣の所管でございしますから、私から申し上げることもいかに思うわけでございしますが、当初予算で、ある予算を組む、しかし、この一年を通じて、なお追加的に事業が実行できるというふうな状況であれば、これは先ほど申し上げましたように、六年間でやはりこのウルグアイ・ラウンド対策というものは終わらなければならぬわけでございします、追加的に事業が達成できるという場合には、これは当然補正予算を計上するということ、そういうことにつなげていくというふう

に思っております。それから、公共事業という問題の中で、六年間、六兆百億という数字が非常に大きく私はアピールされていると思うのでございまして、この一年間のこの六兆百億のうちで、これは事業費ベトスでございしますから、国費は二兆八千億で、二兆八千億ということであれば、六年間に直せば約五千億のそういう数字になるわけでございまして、その点も正確に御理解をいただく一つの問題かなというふうにも私は思っております。

○辻(一)委員 基本的に大臣の、また政府の考え方はわかりますが、これはしっかりひとつやっていた方がいいと思ひます。そこで、三年たつたので、今も御答弁にもありましたが、これは見直しをする一つの時期である、これは当然であろうと思ひます。私は「激動時代の農政三十年」という書物をおとしの暮

れに出版しました。あの中に、当時を振り返つて、三年たつたら、折り返しになれば、一遍内容を総点検して、より重点を置かなくてはならない、効果を上げてはならない、そういうところに重点を向けて、この六兆百億をもつと有効に活用していくということが大事だということを、おとしそういう指摘をしておいたものであります。これはあの予算が、事業費が、六兆百億が確立されたときに私たちがそういう議論をして、三年後は見直すべきだということを確認して出発を

している。そういう意味でこの見直しを、政府の方も内容についてはより効果あらしめるためにやる必要があるという御見解であります、私たちもこれは何年か前から同じような考えを持っておりますが、では具体的に、農林水産省としてはどういう見直しを、いつ、どういう手続をもって具体的にやる考えなのか、このことをお尋ねしたい。

○堀政府委員 見直しの考え方では、まず、これは現在、予算的には三年目を計上しているわけでございしますが、実行というところから見ますと、七年度予算の実行が終わっている段階でございします。まだ二年目の、八年度目の事業を現在実行している。そういう意味では、事業完了という意味では、まだ一年度だけということでございます。そういう中にありまして、このウルグアイ・ラウンド対策につきまして、さまざまな地域から御意見もございします、それから各方面からの御意見、いろいろございします。

そういう中で、私も少しは、やはり先ほど大臣申し上げましたように、平地地域におきましては、やはり生産性の向上、コストダウンというところの中で、厳しい国際環境の中で耐えていくような農業をどういうふうにつくり上げていくかということが一つございします。それから二つ目は、やはり中山間地域等につきましては非常に条件が不利でございますから、そういう中で創意工夫を生かしながら、何とか中山間地域の活力を戻したい、この二つがこの対策の視点でございま

すから、この点には変える必要がないと思ひます。この点はきちんと据えていく必要があると思ひます。

そういう視点を据えながら、各地域での実情をもう少し私どもとしてもよく見、各方面の御意見をいただきながら、具体的にどこをどういうふう

に手直しをしていったらいいのか、これは各方面とも御相談をし、また御意見もいただきながら、精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○辻(一)委員 時期的にはどういう段取りをつけようとしておられるのか、お尋ねしたい。

○堀政府委員 九年度予算につきましては、今申し上げましたような考え方に沿ひまして予算を計上させていただいておるわけでございしますが、平成七年度、それから現在進めております平成八年度の実行状況を見ながら、平成十年度の予算に向けて、どういった形で見直しをすることがこの対策の一番効果的な、かつ農家の方々からも喜ばれ、効率が上がるかという観点から対応させていただきたいというふうに思っております。

○辻(一)委員 各政党もそれぞれに検討の機関を設けておられると思ひます。与党側の方もそういう準備をされておられるし、各政党ともどもにあると思ひますが、私どもの民主党におきまして、ウルグアイ・ラウンド検討のプロジェクトを設置して、ここでひとついろいろと勉強をして、重点をどうするかこれから検討していきたいと思っております。これからそういう段階がいろいろあると思ひます。これから、適宜ひとつ情報を知り、我々もさらにひとつ努力したい、こう思っております。

ちよつと時間をとりましたが、松くい虫の問題にまた戻りたいと思ひます。先ほどから論議がありましたように、昭和五十四年には二百四十三万立方メートル、平成七年は百一立方メートルと被害は半減をしたというところは、これは事実であります、しかし薬剤散布、空中散布をもつてもなかなかなくなると

いうわけにはいつていないということもまた事実であろうと思います。相応な成果は上げたものの、なお被害は横ばいの状況にあります。百万というのには相当大きな数だと思ふのです。これをなくすようにしてはならない。しかし、今も議論を随分されましたように、人体や環境に影響のある薬剤の空中散布、空散、特別防除はやはりやめるべきだ、避けるべきだという声は非常に強いわけであり、私もそのように思いますが、できるだけ空中散布を少なくしながら、一面では環境保全型の松枯れ対策ということに力を入れていかなくてはならないと思ふ。そこらについての見解をちょっと大臣からお尋ねしたい。

○藤本國務大臣 その前に、ウルグアイ・ラウンド対策につきまして、委員が非常に積極的な御意見をもちまして、そのことについて私も大変ありがたいことだと思っておりますし、けさの新聞も拝見いたしました。大変ありがたうございます。それから、この松くい虫対策として空中散布から環境保全型の松枯れ対策というのですか、それに移行したらいいのじゃないか、こういう御主張でございますけれども、基本的には私はそのような考え方で今後推移するのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これは地域がこの松くい虫の松枯れ対策としてどういう方策が一番効果があるか、また地形にもよると思ふのですけれども、そういうことで十分議論していただいて、そういう中で我々もいろいろ協力していく、そういうことになるのではないかとこのように思っております。

○辻(一)委員 今日、国産材の中では杉、ヒノキ等が中心であつて、松は木材生産のための造林というよりは余り多くないというように思ふ。景観の維持、観光、防風林あるいは防潮林というふうな面で松林の果たす役割は非常に大きいと思ふのです。日本の三大松原、私のところには敦賀の気比の松原がありますが、そういうところは保全すべき松林として直ちにわかるわけであり

ます。多くの松林の中で保全すべき松林を厳重に選定する、特定する必要があると思ふのですが、どういふ基準でこういう特定をやるのかお尋ねしたいと思ふ。

○高橋政府委員 保全すべき松林といたしましては、まず保安林として指定している松林を考えております。それから、保安林以外でも、公益的な機能が低い松林であつてはかの樹種から成る森林ではその機能を確保することができないというふうな松林を対象として考えております。それから、そういう松林と調和を保ちながら、防除措置を実施する必要があるものとして市町村長が地区実施計画で定めた松林、こういうものに特定して被害対策を重点的に実施してきていますところであり

○辻(一)委員 今一番確実な成果があるのは、伐倒駆除、そして焼却するか樹幹に薬液を注入する、こういうことであらうと思ふますが、今まで私の歩いたところでも、かなりこの松くい虫にやられておつた。面の被害があつたのですが、かなり終息をして半減してきた。そういう中で、被害は点の方に移つていく。

今まで、面ならかなりまとまっていますから、そこへ労力をかけ、あるいはいろいろな経費をかけ、それから後の材のいろいろな使い方もある。だから、助成も幾らかあればある程度何とか採算が合うというのでやれたと思ふのですが、点の、何本かに点在する松くい虫の被害という点になりますと、なかなか大変だと思ふ。私の行った森林組合でも、双眼鏡を持つて、そしてあるところから地点を決めてずっと見る。今は非常に精巧な双眼鏡ができて、見るとその場所が特定できる。どのように行かへリコプターで上から見たのではなかなかわからないのですが、下から見るとそこがよくわかる、そういうふうな場所が特定できる。

しかし、一本の松を切りに行くのに、山主はともそんな採算の合をねことをやってくれない。森林組合が行くにしても、点在しているのを目を

配つて、それを伐倒するというのはなかなか簡単ではない。放つておけばそれはずっと周辺に広がっていくのだから、やはり伐倒しなくてはいいけない。これは、点の駆除というものは今までよりも経費がいろいろかかる。しかし、やらなければいけない。

何か、こういう点の駆除に対してより効果的な支援の道がないだろうかということ率直に聞くのですが、これらについての考え方があつたらお伺いしたい。

○高橋政府委員 確かに御指摘のとおり、だんだん被害化してまいりました。そこに何本か被害木を残しておきますと、それが感染源になつてまた何年後かに被害になつてしまふ、そういうふうな可能性があり、そういう点に木があるいは単木、そういうものを早期に見つけて、それを駆除するということが大変なことであり

先生おっしゃるように、双眼鏡で見つける方法とか、それからGPS、それからヘリコプター、そういうふうないろいろなことでまず早期に見つける、こういうことを対策として助成をしたいと思つております。それから、被害木を含めました不用木の除去とか焼却、破砕というものの、松くい虫対策というよりも、造林事業というふうな性格もありますので、そこで松林保全健全化整備というふうな形で助成をしたいと思つております。

それから、地上散布で単木でできる箇所はいいのですが、できない場所ですべても被害木を処理しておきたいというふうな場合は樹幹注入という方法もあるのですけれども、この方法につきましても助成する事業を拡充していきたいというふうなことを考えております。

○辻(一)委員 先ほども松枯れの原因がどこにあるかという議論がありました。有力な要因といふものがこの松くい虫、そしてそれを運ぶところにあるというところは理解できると思ふ。昆虫の世界には天敵というのが大体必ず対応してある

○高橋政府委員 天敵の利用の研究も進めておりまして、マツノマダラカミキリの幼虫の天敵鳥類でありますアカゲラ、これに関しまして、それを松林に誘導するための巣箱を開発するというふうなことが、そのアカゲラが定着しやすい森林施設を行う技術の開発ということとか、あるいは、天敵菌類でありますボーベリア菌に関しましては、マツノマダラカミキリに感染させる方法を開発したところでありまして、さらに効果的な使用方法を開発したい。それから、天敵昆虫でありますオオコクヌストに関しまして、その人工飼育法を確立したところでありまして、今後はそれを大量に飼育していく技術開発を行っていくというふうな研究開発を進めております。

○辻(一)委員 時間の点もありますからちょっと急ぎますが、抵抗性のある松の育種の見通しはどうなのか。

私もこれに非常に関心を持って、中国に馬尾松等の松くい虫に強いものがある。それは花粉交配で和華松ができておりますが、もともと北の方、雪に強いという中国の松がないか、中国の林業部という林業省になります。随分出かけて申し入れをし、一時は日中間の懇談会のテーマにまで上がったのですが、なかなかそういうのが実を結んでいないのです。

そこで、選抜育種による育種の育種はかなり今成果を上げつつあるというふうな聞いておりますが、その実態、それから、そういうものによって将来海岸の大事な松林は保全できる可能性があるのかどうか、そこらをお尋ねしたい。

園を造成しておりますが、平成四年度からここで生産された抵抗性松の苗木の供給を行っております。

その供給量につきましては、平成七年度末までに六万本余りを供給したところであります。今後、西日本地方等における植栽に必要な抵抗性松の需要量は、その採種園をふやすという形で充足することが可能というふうに考えております。

○辻(一)委員 これは、抵抗性の松というのは時間がかかりますが、一番有効な感じもしますから、ぜひひとつ研究開発にこれからとも力を入れて、強い松をつくって、松林をしっかりと保全してほしいと思います。

そこで、薬剤の問題ですが、特別駆除、薬剤の空中散布は極力避けるべきであるというのが私の考えであります。やむなく実施の場合に、地域の主体的な防除体制の確立を図るために公聴会等の場でちゃんと意見を聞くということが大事なことです。それから、総合的な対策をつくる、こういう中で環境団体等からもきちっと意見を聞くというのを確実にやってほしい。今まで附帯決議もついて、そして地域の協議会も何百かできてきているということもさき伺いましたが、しかしそこに出てくる住民の代表は、自治会の会長さんとか、大体そんな難しいことを、批判的なことをおっしゃらない場合が間々多いのではないかと思います。だから、実質的にそういうような公の場で広くひとつ皆さんの意見を聞いて、そして地域で取り組む、こういうことがきちんとできなければならぬと思うのですが、ちゃんとやれるめどはありますか。やり方が。

○高橋政府委員 特別防除につきましては、事前に周囲の土地あるいは水面の利用状況、そういうものを調査しまして、必要な危被害対策を講じた上で地域住民等の関係者の理解が得られる見込みのある松林について実施することとしておりまして、松くい虫被害対策推進連絡協議会、地区ごとの説明会の開催、こういうものを通じて、環境の保全に関する地域の有識者を含め地域住民

等の意向の反映に努めているところでございます。

今後とも、自然環境保全及び生活環境の保全に配慮しまして、薬剤の安全使用、危被害防止対策の徹底等に努めるとともに、より幅広い意見が十分に反映されるようにその構成員等につきましても配慮するなど、連絡協議会の運営方法について指導していきたいと考えております。

○辻(一)委員 形はそれで結構なんです。実際はもう限られた人が来て、お役所と同じようなことを言ってしまうという場合が間々ありますので、ひとつこういう協議会をやるとか、公の場で皆さんの意見をききつつ聞くようなことをぜひ保証して取り組んでもらいたいと思います。

それから、空中散布、特別防除がやむを得ないというときに起こる可能性のある健康被害の症状、例えばこういう症状が出たらすぐ知らせてください、地域にはこういう医療機関がちゃんと用意してありますということややはり知らす必要があると思うのですが、間々現地では異常があるといつて訴えても余り取り上げられぬという場合もあるというのです。散布後、何力所かで周辺の住民の健康にどういう影響を与えておるかや与えていないのかというのを影響調査を行う必要があると思いますが、これはやる考えはないのか。どうですか。

○高橋政府委員 特別防除の実施に当たりましては、その旨事前に地元の住民の皆さんに周知徹底を図るとともに、最寄りの保健所、病院等の地域医療機関にその日程とか使用薬剤とか十分に連絡をしまして、万一に備えた医療救急体制を整備を依頼しているところであります。

今後、これに加えて、人によって影響の程度が異なるということもあることに配慮しまして、これまでの危被害防止対策の一層の徹底を図るとともに、万一被害が発生した場合の的確な対応措置についても地域医療機関への周知を図り、危被害の懸念がより少なくなるように努めてまいります。

それから、特別防除に係る危被害等の状況につきましては、従来から、都府県を通じてその発生状況の把握に努めているところであります。これまで住民の健康被害が報告されたことはないのですが、今後ともその把握に努めまして、万一が危被害が発生した場合、直ちに特別防除を中止し、原因究明に努め適切な措置を講ずることとしたいと考えております。

○辻(一)委員 幾つかありますが、ちょっとまとめて質問したいと思っております。

一つ、時限立法である特別措置法が廃止になる、そこで空中散布、特別防除は半永久的に行われるのだという一部末端での受けとめがあるんですね。これは全く間違えた受けとめで、松林保全対策懇談会のまとめを見ると、特別防除がなくなるとような条件を整備するというのが大事だということなどを強調しておるので、この趣旨をひとつ行政の末端にもよくよく徹底させていただきたいということが一つ。

それからもう一つは、今まで五年ごとに特別措置法の法案審議というものがあつて、そのときに人体に及ぼす問題、特に特別防除のあり方等について論議が随分されてきたのですが、これが森林病虫害等防除法の中に組み込まれてしまうと、そういう機会、五年ごとのチェックの機会を失うということになるんですね。国会はもちろんこれは適時このチェックをやるべきであります。政府としても五年ごとに一遍総点検をやつて、この状況を確認する、点検をする、見直しをしていく、こういうことが必要であると思いますが、それにたいかがでししょうか。

○高橋政府委員 特別防除につきまして、これを恒久化するということではなくて、特別防除は、先ほど申し上げましたように、必要などころで地域住民の理解のもとに万全の措置をとりながら実行する、そして可能な限りそれが特別防除の必要性がないように、激しい被害の抑制と再激化の危険性を低下させる、そういう防除努力を行いまし

て特別防除を実施する必要がある、こういう趣旨を我々もぜひ徹底していきたいというふうに思っております。

それから、特別防除を実施した場合のチェックといいますが報告等でございますけれども、特別防除を実施するに当たりましては、環境の保全とか地域住民の意向を十分に配慮して防除を実施する必要がありますから、農林水産大臣それから都道府県知事がその実施に当たつて基準を定めまして、その策定、変更に当たりましては、それぞれ中央森林審議会あるいは都道府県森林審議会の意見を聞くこととしておるわけでありまして、その内容につきましては、科学的知見の集積とか社会的情勢の変化等を踏まえまして、必要に応じて随時に見直して適切なものにしていく、こういう考え方でございます。

○辻(一)委員 まだ一、二問残していますが、本会議があるということで気になりますので、これで切り上げたいと思います。終わります。

○石橋委員長 午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時開議

○石橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北村直人君。

○北村(直)委員 まず最初に、農林大臣どうぞ御退席、よろしいです。

それでは、午前中から引き続き、森林組合法の一部改正について、私の方から質問をさせていただきます。

一つ目は、今回の組合法の一部改正、組合の事業範囲が拡大される。改正案では、運搬ですとか加工、あるいは保管または販売の事業の対象を拡大することとしております。そうすると、新たな事業の対象となるものは、主として農産物等が想定されると私は思います。

御承知のとおり、森林組合の存在する地域とい

うのは、おむね森林所有者は農業者である、あるいは、森林組合の組合員はまた同時に農業協同組合の組合員でもあるというのが一般的ではないかと思ひます。こうした中で、この森林組合が組合員の生産する農産物の加工や販売等を行うことができることによつて、地域の農協、つまり農業協同組合と森林組合の関係はどういうふうな位置づけされていくのかな。あるいは、農協の事業展開ですとか合併の推進の中で、地域におけるこの二つの組合の役割分担というのをどういうふうな農林省の方は明確にしていくのかな。あるいは事業が競合するというようなことが出てくると思ひますね。そういうものの連携はどういうふうな図つていくかとしてゐるのか、そこら辺をひとつ御説明をお願いいたします。

○高橋政府委員 森林組合と農協との関係につきましては、平成五年に制定されました特定農山村法におきまして、農林地の保全とか地域特産物の加工、販売について、相互に連携を図りながら協力するように努めてゐるところでありまして、今回の法改正はその線に沿つたものと考えております。

農協を含めた地域の関係者との関係でございますけれども、山村地域における人手不足というふうな状況を考えますと、改正の趣旨に即した森林組合の事業の展開というものを通じて、事業の競合というよりも、むしろ関係者の連携とか機能分担が進みまして、その地域の持つ物的、人的資源のより有効な活用が図られるというふうな考えているところであります。

○北村(直)委員 なかなかはっきり私には理解ができないのですが、そうすると、政務次官、逆に、森林組合と農業協同組合というのを合併させてはどうなのか。この森林組合法並びに森林組合合併助成法というのは今回改正することになるのですけれども、今の説明からすると、私は、その地域によつては合併させてしまった方がより地域のためになるのではないのかなという気がするのですが、保利政務次官、今回のこの改正の何が

受益者のためになるのか、地域のためになるのか、その辺についてお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○保利政府委員 大臣が予算委員会に出席をいたしましたので、お許しをいただいて、かわつて私から答弁をさせていただきます。

ただいま委員から御指摘がありました農業協同組合と森林組合との合併、これは現在、私どもの頭にはありませんが、委員からの御指摘というのは、これはごもっともな点もあるかと思ひます。したがって、今後の課題として私どもは視野の中に入れてつとも、当面は、森林組合の力を正、そしてその活動内容について充実させるということをお提案申し上げておりますし、さらに合併助成法を延長していただく、さらに今、規模、活動範囲を広げていくような合併についての措置をお願いする、そういう合併助成法の延長についてのお願いを申し上げておるわけでござい

ます。的確な御回答、御返事になるのかどうかわかりませんが、地域によつては、確かに委員御指摘のように、農業協同組合との連携のもとに販売事業等を一体化していくことはあるかと思ひますけれども、森林組合が成立したそのよつて来るゆえんのもの、それから、農業協同組合が組合として発足したその発生した理由が、それぞれ歴史があり、またその原因がありますので、その辺のところの基本的な組合の使命というものを考えながら、委員の御提案というものを研究していかなければならぬのではないかと、いふに考えております。

○北村(直)委員 政務次官から大変前向きな御答弁をいただきましたが、今政務次官がおっしゃつたとおり、それぞれの組合、目的があり、歴史もあるわけでありまして。しかし、戦後五十年たった現在、あるいはそれぞれの法律ができてから、今の、現代の社会にだんだんとマッチしなくなつたものが出てきているのではないのかな。地域に

よつては、午前中に矢上委員の方からも御質問がありました、中山間地域によつてはほとんど農協がなかったり、あるいは森林組合だけだったところもある。そういうようなところもある。また逆のところもある。そうすると、その地域によつて、受益者、つまり、一次産業に従事されている方々が自分たちの精神でつくり上げていく組合というものが、新たな展開を迎えているのではないかなという感じがいたします。

そういう面では、今回の森林組合法の一部改正、これを契機に、林野庁ばかりではなくて、農林水産省を挙げてこの森林組合あるいは農業協同組合、もう一つ場合によつては漁業組合、こういうところも巻き込んだ、地域の農漁山村を活性化するという意味では、それぞれの組合を一つに持つていくというのではしうか、そういうことが今後大きな課題になつてくるのではないかな、このように私は考えております。先ほど政務次官から将来の課題としてという御答弁をいただきましたが、農林省を挙げてぜひこの方向を模索していただきたい、このようにお願いをする次第でござい

ます。さて、今回、組合法が改正されることは、これは地域の方々には非常に望んでいることであります。そして私も、北海道の山に關係する業者の方々、あるいは組合員の方々のところをずっと回つておりますと、昨年の経営基盤強化法、つまり林野三法、これは大変待ち望んでいた、そしてこのことによつて将来の展望が開けてきた、あるいは経営の中でこれらの法律に沿つて経営の安定化を図り得る道が出てきた、こう言つて喜んでおられる方が大変多い、こういうふうな思ひ

ます。ただ、その中で、今私が言つたように、経営が非常に多面的に、そして将来の展望が見えてきているのとは裏腹に、これはもう農林水産省、政務次官御承知のとおり、地域においては、農業者の離農ですとか、あるいは森林組合から離職される方、あるいは水産からどうしても陸に上がらざる

を得ないとか、いろいろな問題を抱えて、森林、つまり山を所有をしている方々というのは農業者であり、あるいは漁業者であるということが非常に多いわけでありまして。そういった中で、今回の林野三法できちつと経営基盤の強化がなされる道筋をつけていただいて、この林地取得資金、これも八十ヘクタールの上限が解除されたり、貸し付けの限度額が個人七千万あるいは法人二億五千万に拡大したとか、いろいろなことがあるのですが、実は、貸し付けの対象となるところが、今、私が先ほど申したとおり、農業者あるいは漁業者、こういうところが実は抜けておりまして、離農されたその後の山をどう管理をしていくか、こういうのが、今の法律ではこの林地取得資金を借りられない。つまり、やりたいのだけれどもそういう道がない、こういう事態が実は山のところでは出てきてゐる。

これは、林業及び林産工業協同組合というのは、二十世紀の世界的な木材の供給不足に対応するため、みずから林地を求めて造林あるいは育林したいと思つても、市中銀行では運転資金の手当てしかできず、五十年や八十年の超長期にわたる投資活動は不可能である。あるいは、先ほど申したとおり、農業協同組合は農家あるいは林家を多く抱えておりまして、離農や廃業によるその後の造林や育林の資金手当てがみずからできない。あるいは、漁業協同組合においても、前浜の漁場をよくするために背後の森林の造林が必要と理解し、行動を起こし始めております。しかし、資金調達の手がなくて森林の拡大整備に参加できないということが実は現場の方では出てきてゐる、すべてではありません。

そういう面では、どうでしょうか、この林地取得資金、対象は個人や株式会社あるいは有限会社、森林組合、森林整備公社、こういうところに限られておりますけれども、今すぐやれといつても難しいでしょうけれども、近い将来、漁業協同組合や農業協同組合あるいは林産工業協同組合、

こういふところにも道を開く、こういふことを林野庁としてはお考えではないでしょうか。

○高橋政府委員 もう先生御承知のとおり、林地取得資金、これは経営規模の拡大による林業経営の改善ということ、今おっしゃった林業を営む個人、法人、森林組合というふうな林業者に対して融通する制度、そもそもそういう制度でござい

ます。
八年に改正したこの基盤強化法、林野三法でありまして、これもやはり意欲的な林業者に管理不十分な森林を集積するというふうなことで、不在村森林所有者がふえてくるわけでありまして、経営基盤を強化したり、あるいは森林整備を図ったりというふうなことで、そういう目的で償還期限の延長等を実施した特例措置を設けたわけでございます。

そういう性格の林業経営基盤の強化等の促進のための措置として設けられたものでございまして、農協や漁協については、どうもしくし定規で申しわけありませんけれども、本資金の対象とすることは困難であるというふうに考えております。

○北村(直)委員 多分、困難という言葉しか行政の中では出てこないと思うのですけれども、どうでしょう、政務次官。今は長官としては、行政とすればこれはできない。しかし、私はすぐやれとかというのではなくて、こういうことも考えておかなければ、つまり離農したりあるいは廃業したりするその山を、ではだれが造林したり育林をするのだろう。しかし、育林、造林をするにしても年数がかかる。その超長期な投資ができる道というのはいくらもありません。いや借りるお金はありますよ、それは金利も高いのがあるでしょう、あるいは何十年というのがあるでしょうけれども。

ですから、ここは政治判断というふうな形で、これについて、将来というよりも、何とか道が開けるような議論を含めて、協議をしていくという

ふうなことの御答弁はいただけませんでしょうか。

○保利政府委員 森林組合というのは、御承知のように、森林の整備というのを一番大きな目的にしているわけでありまして、また農業協同組合の場合には農業の振興というのを図っていくという、目的が現在ちよつと違うということもござい

ます。
今委員御指摘の、農業協同組合を通じて農業協同組合員に林地取得資金を貸さないかということでございますが、前提として先ほど委員が御指摘がございましたのは、森林組合と農業協同組合両方に入っているというふうなお話がございまして、それが地域的にダブっている。したがって、将来としては森林関係とそれから農業関係とを統合していく道について考えてもいければ、現在森林の整備を主たる目的にして活動している森林組合と農業協同組合があつて、しかもダブル加盟をしておられる方が多い。ダブル加盟をしておられるならば、森林の整備のために使う資金であるならば、それはやはり森林組合を通して借りていただくというのが現在の行政上の整理になるかと思ひます。そこをこつちやこつちにいたしますと行政に混乱が起きますので、これは役所流に言つてまことに申しわけないと思ひますけれども、今林野庁長官が答弁いたしましたような線で整理して考えていくということでございます。

ただ、先ほど委員が御指摘の、農協と森林組合の合併ができないかという、そういう御指摘を研究する中で研究していく課題かなと思つておるわけでありまして。

○北村(直)委員 私もそこを実は強調したかったわけでございます。政務次官から、将来の方向として森林組合と農協との合併、あるいは漁業協同組合との合併、こういう議論の中でこういう林地取得資金も、そういうシステムができれば、多分これはおのずとついてくるのではないかと、こう私も思ひます。ですから、そういう面では、林地取得資金のことは別として、またもとに

戻つてしまひますが、農、林、水の三つの協同組合の合併ができる仕組みをつくつていただけたら議論をせよ役所の中で行つていただきたい、このように思つておるわけでございます。

さて、もう一つ。実は、ずっと受益者あるいは業界等々を回つておりますと、この林業の経営基盤強化法に基づく特別の償却一五%増しが増し認められた、これは大変いいことである、こういうお話を聞きます。

特に、経営改善計画を樹立したところは、これは林業の機械については一五%の特別償却が認められるということでありまして、ここまで来たのであれば、先ほど申したとおり、林業を含めて、山を含めて、木にかかわるところというのは零細企業等々、北海道ではある程度の大きなところも、工場等々もありますけれども、非常に御苦労されておる。そして、使命を持ちながらやられておられる方々も非常に多い。そうなる、今回はこの林業機械等に限定はされておりますけれども、どうでしょう、林野庁として、この経営改善計画を樹立した企業のはほぼすべての償却に増しの範囲を広げてやる、こういうふうな考えはお持ちでしょうか。

○高橋政府委員 この点につきましては、やはり森林施策を受託して規模を拡大する、そして林業経営基盤を強化したい、そういう林業者に対して、森林施策の受託規模を拡大する場合に、林業経営が軌道に乗るまでの一定期間、林業用の機械とか装置に対する負担を軽減するという意味で創設された増し償却制度でありまして、この特例措置は、あくまでも林業経営の改善というふうな意味で税制上支援するものでありまして、認定された計画に従つて受託規模を拡大するというふうな制限のある税制上の支援措置というふうな考えでおりますので、その対象を林業用資産以外に拡大するということは大変困難であるというふうに思つております。

○北村(直)委員 確かにそういうことだと思ひますが、そういう声が現地では強いということを林

野庁も頭に置いていただいて、これは税制の問題ですから、ことしの秋以降またあらうと思ひます。政務次官にもそのことを頭に置いていただきながら御指導もいただきたい、このように思ひます。

それで、もう一つ。例えば北海道の場合ですと、植林や育林の期間というのは、カラマツで約四十年、トドマツで八十年の時間を必要といたします。補助という育林やあるいは植林を導入しても、自己負担というのは実は三〇%以上となるのです。補助にも年度枠があつたり、あるいは地域割り当て等もありまして、場合によっては全額自己負担によるものも実はある。しかし、こういった投下資金というのは、ある面では国家や国民のため、あるいは国や自治体にかわつてそういう植林や育林を会社や個人が行つておる、こういうふうに見ても私は差し支えないのかなと。

本来なら、この命を守る山、これはある面では国家がきちつと責任を負うというの基本的な考え方にあるのでしうけれども、しかし、今までの歴史的な背景の中からそうでもない。そうすると、先ほど申したとおり、全額自己負担というときもある、あるいは自己負担が三〇%以上になるときもある。そうなる、この森林の投資の一定割合を所得控除する道を探るということもある時期必要ではないのかな、こういうふうに私は思つておるわけでありまして。

森林が日本の文化だという公論を背景に、森林づくりをする人々に希望を持たせるといふ意味では、今言つたように一定の割合の所得控除というふうなことも大切なことではないのかな、こう思つておるわけでありまして、林野庁としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○高橋政府委員 我が国の税制におきましては、投資の経費は、それに対応する収入が発生した時点で収入から控除することが原則とされておるわけでありまして、これを林業に当てはめまして、造林のための投資額は、その立木の伐採、譲渡時に得られる収入から控除するというふうなことに

おります。

この場合、個人につきましては、立木の伐採、譲渡時に、概算経費控除という方式で投資額の控除が現行の制度として行われております。山林所得としまして、ほかの所得と切り離して、分率五分五乗課税方式という非常に優遇された措置で累進税率の緩和を図りまして、それから、二〇%の森林計画特別控除等によりましてさらに課税の大幅な軽減がなされております。先ほどの概算経費控除率につきましては、平成九年度の税制改正で、それまで四〇%でありましたのを四五%に引き上げるといふ措置がとられる予定でございます。

それから、森林施業計画の認定を受けている法人につきましては、特例として、植林した年度に植林費の二五%を損金参入することが認められておりまして、これにつきましては平成九年度の税制改正において三〇%に引き上げるといふことが予定されております。

○北村直委員　そういうきちつとした森林づくりのために、税制の改正というのにはさらに突っ込んだ議論が必要だと思ひます。議論の基本になるのはやはり役所の事務方の皆さんのところでやっていたらということになりますので、ひとつ林野庁としてはしっかりと対応をお願いしたい、このように思ひます。

そして、もう一つ。先ほどの林地取得資金にかかわる問題ではございますけれども、実は北海道の方としても、例えば道庁の方もどのくらいの、農林漁業金融公庫の林地取得資金にかかわる意識調査というの何かやっているように私は聞いております。それは、現場の人間の意向を踏まえて、特に林産関係事業協同組合を対象に何とか国にお願いできないだろうか、こういう取り組みもしているやに実は聞いております。

そこは林野庁の方々も情報として入っておるのではないかと思います、先ほど来なかなか難しいというお話がありましたけれども、農協や漁組というのは難しいでしょう。しかし、この林産関係

係の事業協同組合、この対象ということについては、私はその対象の枠を広げていく余地は残っているのではないのかという気がいたします。いま一度、この林産関係事業協同組合の対象というのはどのようにお考えでしょうか。

○高橋政府委員　林業を営む者というのが本筋なものですから、林産関係をやってるという協同組合等が林業経営を同時に営んでいるというふうなことで、ウエイトもあるでしょうけれども、そういう場合には可能性があると思ひます。ただ、林産協同組合という形でそれは単独でその人たちが林地取得資金が得られるかという、今の段階では無理だといふふうに考えております。

○北村直委員　ぜひ地方の声を率直に聞いていただいて、やはり林野庁がリーダーシップをとりながら日本の国の森林、林野を引っ張っていただきたいな。それには、そういった現場の生の声といふものをよく理解をしていただきたい、いろいろな対策を前向きに検討していただきたい、このようにお願いをする次第でございます。

さて、もう一つ、私は北海道出身なものですから、どうしても北海道というのが質問の中心になつてしまふことをお許しをいただきたいと思ひますが、実は、北海道ではエゾシカによる森林の被害が非常にふえているのです。特に、国有林も含めて、例えば北海道の東の方の阿寒国立公園ですとか、こういうところは見るも無残な姿であります。国有林等々、阿寒国立公園の山奥の方に入っていきますと、食べるものがなくてシカがたぐさん死んでいきます。そして、食べるものがないものですから、我々の空気をしつかりつくつてくれている木をほとんど食べてしまつて、皮を食べている。しかし、それでもおなかがいっぱいにならないですから、くぼみにある水飲み場におりていって、そこからもう上がれないというのでしょいか、雪も冬場深いということでもそこで死んでしまふ、そういうのがもう何百頭、あるい

は場合によつては何千頭、こう言つても言い過ぎでないぐらい、実はあります。

しかし、先ほど言つた、そういうところで死んでいるシカはほとんどやせ細り、皮と骨だけになつていきます。やせております。しかし、人家のそばに來るエゾシカは丸々太つています。これは、林野庁の管轄ではありませんけれども、いろいろなものを、農作物を食べたりしながら丸々太つていふんだと思ひますが、実は先ほど申したとおり、山、つまり林野庁が所管する山について、林野庁は北海道のエゾシカによる森林被害といふものを今の段階でどのように認識しておりますでしょうか。

○高橋政府委員　北海道におきますエゾシカによる森林被害が年々ふえているといふふうに認識しております。道庁とか道内の営林局、支局を通じて、森林病虫害や動物による森林被害の発生状況を毎年把握しておるわけでありまして、平成三年度あたりからふえ始めまして、年々被害面積が増加しております。平成七年度には約二百ヘクタールが被害を受けているという現状を承知しております。

○北村直委員　認識はいただいていると思ひますが、これはかなりの被害でありまして、例えば東北道の津別町という町がありますが、全農地約三百キロをぐるりと金網で囲つてしまふ、エゾシカを防ぐ長城をつくつてしまふ、こういう計画も実は出てきてしまつています。これは、地方団体の、地方行政の予算の中で三十二億円を使つて、町の中にある全農地を三百キロを金網で囲つてしまつてシカがもう入つてこないようにしよう、ここまで決断させるぐらい実はシカの被害がふえてきております。

きょうは林野に対する質問ですから、そうなる、間違ひなく林野の、森林の被害といふのは相当なものになつております。これを食い止めるためのいろいろな政策的なもの、あるいは予算的なものといふのは今までも農林省挙げてやつていたではありますが、それではとてもとてももう

太刀打ちできない、こういう状況になつていふわけでありまして、きょうは林野庁として、この森林に対する被害を食い止めるための対策はどのように講じておるでしょうか。

○高橋政府委員　従来から、森林をエゾシカの被害から守るというふうなことで忌避剤を散布したり、今先生おっしゃつたような防護さくを設置といふふうなことで防除対策を講じて、あるいは被害跡地の復旧を行つておるわけですが、平成八年度には、環境庁とも連携をとりまして、野生鳥獣との共存といふふうなことで、広葉樹林を造成したり、あるいは下層植生を回復したりといふふうなことを、造林の助成でそういう事業をやつております。

九年度はさらに、地元の関係者によりまして、そういう被害を受けている連絡体制、そういう地図とかエゾシカの出現のマップをつくつて、それに対する対策をいち早く立てられるようにといふふうなことで工夫をしまして、あるいは新しく工夫された遠光ネットとか食害防止チューブ、こんなものの普及といふふうなことに努めております。

○北村直委員　シカもなかなか利口でございます。馬とシカがいればちよつとおかしなことになるのですが、シカも非常に利口で、例えばどこに逃げ込めば撃たれないかとかといふことは十分わかつていふんです。

例えば一例として、これは野生鳥獣の有害駆除といふことで銃で撃つてもいいことになつていふのですけれども、ある国立の大学が持つていふ演習林といふのでしょいか、これは本当は大学にお願いをして許可をとれば撃たしてもらへるのですけれども、その国立大学は、実はそのまま残したいといふことで人も入れさせない。そうすると、シカはよくわかつていまして、追われればそこに入つてしまふ。夜そこから出てきていろいろな悪さをする、日中はそこに入つていふ。有害駆除をする人方はそこに行けない。こういう、これは一例でありますけれども、しかし、その大学が

悪いとは私は言いません、大学は大学の持つていろいろな考え方があるのでしょう。

ですから、これは政務次官の御答弁をいただければと思いますが、林野庁ばかりではなくて、これは農林水産省とすれば畑作物、あるいはこれから春先になればビートですとか、あるいは牧草地、ここでシカが食べて、おしっこや何かする。そこには全く牛は食べに行きません、においで。ですから、そういう被害というのが物すごく広がっているわけでありまして。抜本的な対策をしなきゃならぬ。

そこで、一番問題となっているのは、実はシカというのは、ではだれが所有をしているのだ。所有者がいないのです。これは無主物というのになつていいます。民法では無主物です。ですから、そういう面では、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正というのをやらなければならぬと私は思います。この無主物というだけでも所有をしていない、これが一番の根っこであります。

しかし、これは民法だとかいろいろな形で難しいところがあります。ですから林野庁は、自分の山を守るという意味では、先ほど長官がおっしゃったように、それぞれの省庁との連携を深めながら、特に環境庁等々との連携を今以上に密接な関係をとりながら、そして法の改正に向けてぜひ御努力をいただきたい。

それと、政務次官、最後に、これは民法ですから、無主物を今さら所有物にせいと言っても政務次官は御答弁いただけないと思いますが、今私が話をしたようなことで、政務次官としてのシカに対するお考えがもしあればお聞かせをいただきたい、私の質問を終わりたいと思います。

○保利政府委員 今御指摘の問題は大変難しい問題で、私も山村振興関係の仕事をしておりまして、そこで果てしなく議論が続いたわけでございます。環境庁、林野庁、そのほか関係省庁、いろいろお集まりをいただきまして、現状分析からいろいろお話をいただいたのですが、一説によりますと、日本のオオカミを退治した、そのことに

よつてそのような野生動物が繁殖をしやすいい条件ができてきたというようなことが言われておりまして、それではどうするところの議論までなかなか進まなかったわけでありまして。

今御指摘のような問題は、林野庁としても先ほど長官がちょっと御答弁をされましたけれども、それでは木の皮なり芽なりを食べないようにするためにどうするかということになれば、それはある程度のえさをやることになるであろう。そのえさを供給するものは何かということになれば、それは潤葉樹林であるかなというふうな気もいたしております。そういう意味で複層樹林の造成というのが非常に大事だと思っておるわけでございます。

そのほか緊急的には、網を張って入らないようにするとか、これは猛獣のいないオーストラリアでウサギの繁殖で非常に困つておりました。そのために網を長々と張つたという例もあるわけでありまして、これだけでも、同じようなことを考える。しかし、これは一時的な問題だと思ひます。

生態系の保持と、それからそうした機能、環境をどう守るかというようなこと、これは国民的な課題として、国民の間で大きな議論として提起されることを私は期待をいたしておりますが、我々もできる範囲での努力をして日本の森林を守つてまいりたいという気持ちであることを申し述べたいと思ひます。

○北村(直)委員 終わります。

○石橋委員長 次に、山本有二君。

○山本(有)委員 自民党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

高知県の仁淀川流域に森林組合が幾つかございます。特に、ことしの四月一日、もう間もなくでございますが、仁淀川森林組合という組合が新たにでき上がります。高岡郡、吾川郡にございます佐川町、越知町、仁淀村、池川町、吾川村、この五カ町村の四森林組合が対等合併いたしましてでき上がるわけでございます。その合併する各組合の組合長さん、そしてまた新たに発足する仁淀川

森林組合の組合長さんでございます日浦郷一氏、この方々から御意見や現状をお伺いしてまいりました。

特に、日浦初代組合長は吾川村の人でございまして、竹炭、竹によります炭をつくりまして、におい取りとかあるいは殺菌効果を利用していろいろな商品を開発しようと思気込んでおられる大変立派な人でございます。その人から、新しい組合を発足するについて一体どういふことが悩んで一体どういふことを解決したらいんだ、こうつぶさに聞いてまいりました。そこで、その不安や期待をもとにいたしまして質問をさせていただきます。

まず不安として列挙してもらったことが四つばかりでございます。

まず第一に、林業就労者の高齢化、後継者不足、これが一つ。第二番目に、木材の低迷の原因である外材の輸入と国産材の振興。三番目に不在村地主さん、これがますますふえてくるが、この対策。さらに、森林労働者の現状、さらには四十時間労働制の導入において今後どうなるのかという点でございます。

そしてまた、今度は期待という面でございますが、期待は仁淀川森林組合の初年度の事業方針案の中に掲げられておるわけでございます。これも四つばかりでございますが、合併によって林家所得が向上するであろう。さらにサービスも向上するであろう。さらに、三番目に、生産、販売、加工、流通まで一貫した事業を行うことができる。四番目に、森林組合事業の運営と行政施策の一体化ができることによつてますます林業が活発化するというようなことが掲げられてございます。

不安を解消し、期待に沿うというのが政治の基でございます。その観点からまず合併の意義を尋ねたいと思ひます。

昨年の暮れに当委員会でも法律をつくつて農協合併を達成いたしました。けれども、あの合併と森林組合の合併とはそもそも趣旨、理念が違うのではないかと、こう思つております。

あのときは住専の問題がございました。金融の問題もございました。合理化の問題もございました。いわば住専の反省のもとに立つた合併でなかったか、こう思ひます。しかし、今回の森林組合の合併というのは、住専の問題はございませぬ。したがつて、外部監査とか金融の専門性を導入するといふようないわば金融事業は森林組合事業のわずか二割でございまして、それに主眼が置かれていとは思ひません。また、信連と農林中金が一体となるといふような信用事業強化、こういうことでもないわけでございます。

そうならば、これは一体どういう意味を持つのか、この合併の意義は何なのかということをもっと聞きたいと思ひます。

○保利政府委員 先生が現地にお出向きになられました。現在の森林組合の持つて居る問題点、四ヶ点御指摘になられましたけれども、そういう調査をされましたことにまず敬意を表したいと思ひます。

森林組合の合併の目的やいかんということでございまして、私の記憶では、昭和三十年代の後半から四十年代の初めごろ、森林組合の数というのは全国で大体二千七百ぐらいであつたと思ひます。現在大体千四百ぐらいまで来ておりますから、半分ぐらゐまで合併が進んできたといふふうに考えております。

その千四百ぐらゐの現在あります森林組合の中で状況を分析をしてみますと、上位百の森林組合におきましては大体取り扱いが約十億近いものでありまして、平均九億七千三百万ぐらゐであります。同時に、事業利益も約四・七％上げておるといふのが上位百の実態である。それから、下位の百をとってみますと、下位の百の取扱高といふのは一億弱、十分の一でございます。平均値九千四百万という数字がございまして、そのぐらゐの規模である。そして、事業収益、事業利益が〇・三％、四・七に対して〇・三という形になつておる。これは、まさに企業といふますか組合の規模の小さいところが、やはり事業成績がそれだけ上

位に対して劣っているという形が歴然と出ております。

したがって、森林組合をできるだけ小さいものを大きく合併をさせていく、あるいは大きいものと小さいものを合併させていくというようなことを政策的にとりまして、そして森林組合が健全な姿で仕事ができ、そして、中核的な担い手でありまうとか、あるいは企業体質、経営基盤が整備されていくということを私も望んでおるわけでございます。そのことが、日本の山を守っていく、森林組合の主たる事業は造林でありますとかあるいは間伐でありますから、そういうものがきちんと行われていくようにするために森林組合の体質を強化していく必要がある。

先ほど数字で御説明を申し上げましたようなものを考え、この森林組合法の改正とそして合併助成法の延長、さらに改正をお願いをしておるということでございます。

○山本(有)委員 ぜび、この合併によりまして体質が強化され、森林組合の事業が市場経済に合致する、そういうような時代を迎えられるきつかけとなればと期待するところでございます。

さて、森林組合の作業班の状況を見ますと、高齢化が進んでおります。

林野庁の森林組合統計によりますと、昭和五十五年、六十歳以上、これが一五・二%、五十五年、五年後には一七・九%、六十年には二四・〇%、平成二年には三七・六%、平成六年には四七・九%。すなわち、山で働く人の半分がもう既に六十歳以上、こういう現状にたまたまでございます。そうすると、あと五年たてば、恐らく、これはもう年齢オーバー、ともかく働く人がないというような時代がやってくることは、火を見るよりも明らかでございます。

さらに後継者不足でございます。特に、後継者不足は世界中でそうであるようでございまして、スウェーデンなどでは、新規就労者、これに国が四千万円以上貸し付けをして、住宅を確保したり林野事業が円滑にいくように国が新規就労者に援

助するというような制度もあるようでござい

ます。そんなことを考えまして日本も、林野庁は林業労働力確保法をつくりましてこの対策に臨んでおるわけでございますが、現在の状況、さらに後継者対策、これをひとつお伺いいたします。

○高橋政府委員 林業労働力の高齢化、大変厳しい状況が全国であられておるわけでありまして、最近、林業に従事したいという若い人も都会の中にふえているというふうな話もござい

ます。現実的に、地方の森林組合が若い人を作業班というところで募集しますと、大勢その募集に応じてくるといふような実態もあるわけでありまして、そういう希望者とそれからそれを受け入れる側と、そこをうまく結びつけるということが大事ではないかと思っております。今委員御指摘の林業労働力の確保の促進に関する法律、これを昨年四月に成立させていただき、その後、この法律に基づきまして、林業労働力確保支援センター、これを各県に置くようにしております。

その支援センターを拠点にいたしまして、林業に就業したい、そういう新規の人たちに対しては研修を実施する、そういう方には就業準備のための無利子の資金の貸し付けをする、そんなふうな

こととか、あるいは林業の後継者を、作業班を構成したり、それがなかなか十分にできないということで、林業事業体を改善計画をつくってそれを認定しようというふうなことで実行しております。平成九年度につきましては、新たに、都道府県が小規模な事業体についても認定事業主になれるように協力を促進するような事業も助成するということをしております。

それから、林業後継者ということで、経営者の人たちの後継者、親の後を継ぐというふうな人たちの育てることも大変大事な話なわけでありまして、これは林業普及指導事業というふうなことで、地域林業のリーダーを育てる、その人たちが

研修するといふような事業をやっております。平成九年度には新たに女性の林業への参入拡大を図ろうというふうなことでその対策も講じておりまして、そういういろいろな方策で林業後継者の確保に努めていると考えております。

○山本(有)委員 ぜび、実を上げるように頑張つていただきたいと思ひます。

次に、四十時間制が導入された後、森林組合等の経営に支障がないかということでございます。

山で働くのは、現場が遠いわけでありまして、また、急傾斜であったりアブやハチがいたりして労働環境というのは本場に酷なものでございまして、仕事に当たるまでに準備作業も大変時間もかかるわけでございます。架線張る作業、力仕事でございます。そんないろんな意味でホワイトカラーとは違う苦勞がございまして。その意味で、四十時間制導入に対して林野庁の考えを聞きたいと思ひます。

○高橋政府委員 平成五年の六月に労働基準法が改正されました。林業も平成六年四月一日から基準法の全面適用ということで、一週法定労働時間四十時間とされたわけですが、経過措置として、平成九年の三月三十一日まで週四十四時間、こういう体制で来たわけでありまして。

それで、いよいよ平成九年四月一日から週四十時間というように変わらなければならないけれども、確かに林業は、事業量が季節的に変動が大きい、季節ごとの事業量の変動があるというふうなことで、変形労働時間制を採用するというふうなことで週四十時間労働制への移行に対応していこうという考え方でございます。

○山本(有)委員 林野庁が発表いたしました資料、「国有林事業の状況」という資料の二ページ目に、国有林の事業の経営の困難さ、その原因が述べられております。その冒頭に、「木材輸入の増大等による材価の伸び悩み」という文句がござ

います。まさに材の価格低迷、これが今日の林業衰退につながつておるわけでございますが、木材

自給率、特に製材用材自給率、これで見ますと、昭和四十一年が六七%であったものが、平成七年には二〇%と三分の一ぐらになつております。それぐらゐ国内材で製材する方々が少なくなつたわけでございます。木材輸入というのが、とりもなかなさず森林組合の皆さんの一つのテーマでもあるわけでございます。

そこで、伐採量と成長量の推移を見ましたときに、昭和五十四年にはいよいよ成長量が伐採量を超えまして、伐採をせず成長している、いわば日本の国内の林、森には多くのすばらしい木が育っているということがわかるわけでございます。また、翻つて考えてみますと、外国におきましても、材木の輸出にいたしましても、いつまでも輸出できる環境にあるのかどうか、これも不安な点ではないわけでございます。そんなことを考えましたとき、いわば外材を輸入するより国内材を出荷した方が、これが一番適当だという時代が来ることを私は念願しておりますし、数値で見ますとそれが不可能でもないような気がいたします。

そんなことを考えましたときに、国産材の将来の見通し、これを今どう考えておられるか、お伺いをいたします。

○高橋政府委員 現在人工林の面積が一千万ヘクタールということで、これは戦後いろいろな木材需要に対応した跡地を林業家の方が植えて育ててきたわけでありまして、その森林もいよいよ成熟してきつております。地域によつてその成熟度いろいろな変化がありますけれども、もう既に九州地方などでは次の生産がサイクルに入つております。供給量もだんだんふえてきております。

現在のところは完全自由化商品ということで木材の自給率は二割程度ということでありまして、そういう資源の成熟の状況、そしてその資源を有効に活用していくために、昨年の林野三法で対応いたしましたように、素材生産コストを低減させるとか、品質の安定したものを生産するとか、あ

るいは消費者ニーズに合った商品を開発するとか、そういう努力によって国産材を供給していく、そういう体制をとれば、今後やはり国産材はふえていく、増加させていくことができるというふうに考えております。

昨年十一月に改定しました需給の長期見通しがあるわけですが、そういう資源の成熟度を見まして、将来的には製材品につきましては需要量の半分ぐらいは国産材でやりたい、それからバルブとかそういうものを入れたものとしては三割ぐらいの自給率にまず持っていくというふうな計画で考えております。

○山本(有)委員 次に、日本の過疎地域は面積にして四八・四％、約半分が過疎でございます。その地域に人口にしてわずか六・四％の人々が頑張つて暮らしておるわけでございます。そういうような状況の中で不在地主が出てくるのは、これはもう必然でございます。都会に出ていった息子さん、あとに残された老夫婦、やがて両親が亡くなり山だけが残る。国破れて山河ありではないですが、そういういわば不在地主がどんどんこれから出てくるだろうと思ひます。

そういうときに、不在のまま管理をしない、ほったらかしという、これはいわば国の宝の持ちぐさでございまして、それこそ森林組合の作業で整備をし、管理をしていくというふうな物の考え方が必要だろうというふうに思ひます。特に、流域管理になりまして、各流域の市町村が連携をとることによって、下流域が不在林を買い、そして上流域の組合がこれを管理して、それで費用を下流から上流へ支払っていくというふうなことのいわば連携でもあれば私はすばらしいことになるのではないかとこのように思ひました。

そこで、私はことしの一月の下旬に、仁淀川組合の傘下の町村、池川町、吾川村、仁淀村、この町長さんや村長さんに出てきてもらつて高知市長と会わせてまして、これから川の管理というのはいかにやっつけていかなければならぬのだというふうなテーブルをセットしたわけでございます。今

後、こういうことが私はうんと大事になってくるだろうと思ひますので、林野庁といたしまして、不在村地主林、こういう問題に対して真つ向から取り組んでいただきたいと思います。その対策をお伺いいたします。

○高橋政府委員 御指摘の不在村の森林面積が、昭和四十五年には二百二十万ヘクタールございまして、これが平成二年には三百万ヘクタールになっております。不在村森林ということでは管理が十分には行われないという懸念があるわけでありまして、一方森林組合が不在村森林所有者と契約を結んで、その管理とか施業を受託しているという事例がふえてきております。こういう取り組みを一層促進するというところで、平成六年度から森林組合がそういう不在村森林所有者を対象に林業経営意欲を喚起してやっつけていく受託制度、そういうものの取り組みについて助成を行つてきております。

今回の改正で合併の促進が行われ、さらには指定森林組合というふうな制度を確立していく段階で、やはり森林組合による不在村者所有森林の管理というものが適切に行われるように指導をしていきたいと思つております。

○山本(有)委員 川の水はどんどん減つております。枯れてきております。アユも遡上が難しくなつてきております。したがつて、我が仁淀川でも、よそから稚魚を買つてきて放流するということを余儀なくされておるわけであります。

過疎、高齢化で悩む池川町に行つてまいりますと、橋本町議会議長と岡崎森林組合長が、山本さん、この小川の水量は、自分たちが子供の時代すなわち三十年、四十年前は十倍あった。それがほとんど少なくなつて今十分の一しか、ちよるちよるしか流れていない。これで下の高知市でほとんど水道として仁淀川の水をくれと言われても、我々は出したけれどももう水がないんだ、こういうふうなことを切実に語つておられます。まさに私は、手を尽くしても尽くし切れない、議会で頑張る森林組合で頑張つても、水の量をふ

やそうとしても全く無理だというふうな、あきらかに近い叫びを聞いたわけでございます。水源を涵養し保水能力を向上するということは、まさに焦眉の急であると思ひます。この対策をどうやらやっつけていただきたいと思います。この状況いかん、お聞きいたします。

○高橋政府委員 森林には涵水や洪水を緩和する、あるいは水源林として公益的な機能を果たすという機能があるわけであります。ダムの上流の水源地域につきましては、積極的に水源涵養保安林というふうな指定を行います。そこで治山事業とか造林事業を適切に行うということでその機能を計画的に高める、あるいは森林開発公社によりまして、水源林造成事業ということで制度的に実施しております。

最近では、委員御指摘のように上下流の市町村、こういうところが提携をいたしまして森林整備協定というふうなものを結んで、上流は下流を、下流は上流を、お互いに思いやる、こういうふうな形での運動を推進していきたいと思つております。

○山本(有)委員 高知県の木材協会長に門田成耕さんという人がおられて、この方が木材振興について一家言を持つていらつしやいます。彼の問題意識から質問させていただきます。

廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律ができております。その廃棄物処理法の十條には、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならぬ。」と書いてあります。つまり、これからは廃棄物を出す、そういうふうな事業をする人は自分で始末しろ、こういうわけでございます。またさらには、廃棄物の処理場を建設することが非常に困難になつておる現状もございまして、

そういう中で、住宅あるいは建設の構造物、コンクリートや鉄筋、こういうものをどんどん処理しようにも処理し切れない、こういう時代がやつてまいります。そのときに住宅は一体何でつくるのがいいのかという、もう鉄骨やコンク

リートでつくるよりも材木でつくれ、そうでないと日本は廃棄物処理法上もう難しいぞ、こういう時代が来るのだ、こういうことで、いましばらく待て、冬の時代は、我慢すればもう春が来るというふうな観点から、門田会長は、もう少し、もう少しといつて勇気づけ合いながら木材産業を推進しておるわけでございます。

その意味におきまして、今後こういう住宅資材として木材をどんどん奨励していく、そういうことの覚悟がおりになるのかどうかということ、建設省の住宅の関係の課長さんにお伺ひしたいと思ひます。

○松野説明員 お答えいたします。

住宅、建築の解体に伴います建設廃棄物の排出量あるいは再利用率等につきまして、その構造別のデータは把握しておりませんが、平成七年度に建設省が実施いたしました建設副産物実態調査の速報値によりますと、建設廃棄物全体の再利用・減量化率は約五八％になつております。住宅・建築に関する建設廃棄物についてはやや低くなつておりまして、約四二％となつております。これは、住宅、建築の建設あるいは解体が他の建設工事と比べてまして小規模あるいは個別散在的に行われることによるものと考えております。

今後は、地球規模の環境問題、あるいは廃棄物の最終処分場の残余の容量の減少等を考えますと、住宅分野における環境対策の一環として、建設廃棄物対策を一層推進することが重要と考えております。

これにつきましては、現在、住宅生産関係者の横断的な組織団体でございます社団法人住宅生産団体連合会におきまして、建設廃棄物の排出量の推計やリサイクル及び適正処理のあり方を含みます住宅産業環境行動ビジョンの策定が進められております。

今後は、これらの成果も踏まえまして、民間の住宅生産者等とも協力しながら、住宅の構造別特性にも配慮いたしまして、建設廃棄物の再利用と適正処理の推進に努めてまいりたいと考えてお

ります。

なお、建設省では従来から、地域材の活用促進の必要性、あるいは国民の木造住宅に対する強いニーズにかながみまして、地場産材を活用した木造公営住宅の建設の促進を初めといたしまして、地域特性を踏まえ、また良質な木造住宅の供給の促進を図つてきています。ございまして、今後ともその積極的な推進を行つてまいりたいと考えております。

○山本(有)委員 木材産業、森林組合の繁栄を祈りつつ、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○石橋委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

私も山本先生と同じく高知県出身でして、森林面積が八四%と日本一の県です。私も、二月三日、四日に、同じ合併する仁淀川森林組合や県森林組合の連合会、それから高知管林局長、こういう方々から、藤田スミ委員と一緒にいろいろ実情や国への要望を聞かせていただいてまいりました。それも踏まえながら御質問をさせていただきますと思います。

その一つの仁淀川森林組合がまとめた資料をここにいただいたのですが、これを見て私びっくりしたのです。一九七〇年から一九九五年の二十五年間ですが、林業労働者の一日当たりの男性賃金は千八百円から七千八百円と四倍以上にこの間なっている。ところが、同じ間に、一立方メートル当たりの木材価格は二万九百七十七円から一万九千二百円へと下がって、最高時で比べれば五八%になっているという状況をお聞きをしました。これでどうやって林業を成り立たせるのかという悲鳴にも似た声を聞きました。杉の造林投資の利回り率が、一九六五年には六・五%あって、何とか産業としては成り立っていましたが、九二年の調査では〇・九%、一%を切るような状況になっているので、まさに林業として成り立ちようがないようなところに追い込まれています。

私は、この最大の要因の一つは、外材の洪水の

ような輸入にあると考えます。これを本気で解決しなければ林業としての展望は開けないと思いますが、そのことについては大臣にお聞きをしたいので最後に回して、もう一つ大きな問題は、国産材の需要拡大がどうしても必要だということだと思います。

今、地方自治体では、林業の活性化に向けて地元材を活用する各種の対策がとられ始めております。岐阜県では、県の各部署の二十六課が参画をして間伐材対策研究会を設置して、土木事業などの公共事業に県産材を積極的に活用する、こういう体制をとっています。新潟県では、林業土木事業で三%を間伐材の活用とする、こういうことを目標に利用促進を進めている。さまざまな努力がやられています。

政府においても、お聞きしましたところ、各省庁で国産材の活用対策が進められていると思いますが、この際思い切つて、例えば国が進める公共事業施設などでの国産材の活用目標を設定すること、本格的に国産材の活用体制の整備を国として推進していくという点でぜひ努力をしていただきたいと思いますが、この点での見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

○高橋政府委員 私どもも、国産材を利用してもらうことが、林業が振興し、森林の整備につながるという認識でございまして、まさに、その場合に国や地方公共団体、こういう組織が国産材を率先して利用する、これは大変必要なことだというふうに思っております。

私どもの組織で申し上げますと、平成四年二月に帯広管林支局の庁舎を建設いたしましたけれども、これも基準法からいうと規模的にはちょっと難しいところがあったのでありますが、その辺をクリアいたしました。まさに国産材による三階の木造の庁舎を建設いたしております。

そういうふうな例に見られますように、政府ベースといえども、林野庁が呼びかけ人といえますか、建設省、文部省、いろいろな省庁にもお願いをしまして、国の施設、補助対象施設、

そういうものについて国産材を使つての木造化ということを推進するようにお願いをし、そのための会議というふうなことも常々実行している状況でございます。

○春名委員 その方向を一步進めて、新潟のように三%ぐらいは目安にするとか、ぜひ一生懸命やっていただきたいというふうに思います。それからもう一つ、お話を聞いている懇談の中で強い要望として出されてきた問題で、作業路、作業道への助成という問題があります。

林業振興には役立たないような大規模な林道開設、これには巨額を投ずる事例があるわけですが、その一方で、木材を伐出するための林道につながる作業道、これをもっと今から重視をしなければいけないわけですが、ここには不十分であるという訴えでありました。

例えば、山形県に真室川・小国という大規模林道事業というのがあります。そのルートの一部に当たる朝日・小国区間というのは六十四キロメートルだそうなんです。ところが、七六年度からこれを始めて、この工事は二十年たちましたが、進捗率は二二%にすぎない。しかし、この間に投資した額は、当時の計画事業費百四十五億円の半分近い六十八億円が既に投入をされているそうでありまして、ルート周辺でクマタカの巣が発見されるとか、また、その場所は、深層風化地帯で崩壊しやすい地盤であるということでも事故が続いて、修復の事業費あるいは保全工事費、これに九六年度一年間で三億八千万円程度かかると言われております。

集落のない山岳地帯で、山林振興にもなかなか役に立たないという地元の声も出ているそうです。地元の方々の声でも、どこから見てもむだだと自然破壊を繰り返しているという声があります。そして、九六年度の末に、林野庁の方々は、保全工事以外は新たな予算化をしないというところになったとお聞きをしておりますけれども、こういう事態も一方ではあります。

それで、先ほどの議論の中で、戦後植林した木が今後十年で伐採期を迎えていくということに

なっています。その点でいいますと、林道に続く作業道や作業路、これを今整備していくということが極めて重要な時期にきているというふうに思います。一ヘクタール当たり五十メートル程度は必要じゃないかと言われておりますけれども、この際、林業振興の必要性から乖離したような、あのような大規模な林道建設についてはしっかりと見直すとともに、作業道の整備の助成強化、これをしっかりと国として検討していただきたいというように思いますけれども、この点ではいかがでしょうか。

○高橋政府委員 大規模林道につきましては、問題のある箇所等もございまして、そういうところは休止をするというふうな対応も必要かと思っております。ただ、多くの大規模林道は、それぞれの山村住民の生活上の利便性や安全性、あるいは林業の活性化を図るという意味で大変に必要とされ、その地域で本当に期待をされている林道が多いということの御認識もお願いをしたいと思っております。

もちろん、作業道が、今の森林の整備をした

り、木材生産のためにその素材生産コストを下げる、あるいは造林作業を適切に行うための道というところで必要なことも十分承知しております。この作業道につきましては、造林事業等の補助対象ということで整備を推進したいと思っております。

そういう大規模林道を含めた林道と、それから作業道、こういうものをバランスよく配置してネットワークをつくって森林を整備し、林業を振興していくということが適切なのではないかとこのように考えております。

○春名委員 そうした作業路の整備について、先ほど、造林とか間伐作業と一体とした事業の部分としての一定の補助があるというのは私も存じ上げておりますけれども、さらに突っ込んで、今、先ほど言ったような時期にきているわけですので、支援策を考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、今度の改正案の内容について幾つかお尋ねをいたします。

森林組合の事業範囲が拡大されることになりました。組合の経営状態を改善するとか、高齢化が進む山村地域の組合員や住民の生活ニーズにこたえるということで事業を多角化していくということとは理解できるものであります。

ただ、確認をしておきたいことがあります。経営基盤の強化ということが大事だということ、森林組合の必須事業である森林施業とか、組合員のための森林経営指導などの事業がなおざりにされるということは絶対にあってはなりませんし、先ほどのお話でも、そういうことをやるためじゃないんだ、そうじゃないんだということをおっしゃっておりました。

森林組合法には、森林所有者の経済的、社会的地位の向上、これとあわせて、森林の保護培養及び森林生産力の増進を図ることが明記もされていますので、この改正の趣旨を、後継者も確保する、森林施業などの本業を行う足腰を強める、ここに役立つものとして改正するということが、こういうふうにも私も理解をしたいと思います。その点でのねらいですね、もう一度確認をさせていただきます。

○高橋政府委員 今回の森林組合法の改正のねらい、これは、国産材価格が低迷しておりますし、林業経営コストも増加しております。林業就業者も減少、高齢化、こういう状態で、林業をめぐる情勢が大変厳しい。こういう中で、森林組合は地域の中核的な担い手でございます。その担い手がしっかりした役割を果たすためには、やはり経営基盤を強化しなければなりません。現在、多くの組合が植林中心で事業能力を十分に活用していないという一方、木材の加工、販売とか住宅建設とか、そういうことで事業の多角化を図って、経営基盤の強化に努めている組合も出現してきております。そういう実態を踏まえまして、森林組合の本業業務である森林施業を適切に実行していくためには、施業対象面積の拡大はもとより、多面的

な事業展開、これによる経営基盤の強化が必要とっております。

今回の合併の推進と事業範囲の拡大ということと内容をいたしまして経営基盤の強化が図られれば、森林組合の本業業務である森林施業への取り組みも充実していくものというふうにも考えているわけでありまして。

○春名委員 山村地域では資金力の強い農協が、既にいいますか、さまざまな事業展開をされている。先ほどどなたかの質問でもありました。私がお話を聞いたところでも、後から参入する森林組合がその中に入って太刀打ちできるのだろうかという不安の声も出されました。この点で、農協との連携などを図っていくことが非常に大事になると思いますけれども、行政としてどういう対策をこれからとっていくかということ、お伺いしたいと思います。

○高橋政府委員 おっしゃるとおり、地域には農協というふうな組織もありますが、農協の組織もまたいろいろ合併等の動きがありまして、森林組合と競合するかどうかということになります。競合というよりは、お互いに連携を合していく方が望ましいのではないかと。現在でも、森林組合が農作業を実施したり、附帯事業を活用して農協との業務提携も行っているわけでありまして、山村地域における人的な活用という面から見ますと、今回の合併を促進することによって事業範囲を拡大して、農協とも業務提携を推進していく、そういうふうなことで、望ましい姿に持っていくということを指導してまいりたいと思っております。

○春名委員 この改正案に、最後にお聞きします。一県一組合を想定した規定が盛り込まれていますが、この関連で聞いておきたいと思っております。

流域管理システムの範囲をも超えた大広域合併ということになりますと、それは無理があるのではないかと思います。森林計画では、一県一流域とされているのが、埼玉県、神奈川県、大阪府、香川県の四府県になっていきます。計画の区画として一くくりにされていきますけれども、組合を同じように一つにくくるといふことには、もちろん無理があると思います。

林野庁として、そういう一つの方向に合併していく、大合併していくといえますか、そういう方向を目指すお考えなのかどうか、この点をお聞きしておきたいと思っております。

○高橋政府委員 森林組合の合併というのは、あくまで組合の自主的な取り組みによってなされるものでありまして、林野庁が全国一律に、あるいは特定の地域を対象にして一県一組合というふうな指導をする考えはございません。

しかしながら、現在の実態を見ますと、数々にわたる合併を経まして、大変規模格差というふうなことも生じておりました。県全体の森林組合の事業規模がほかの県の一つの広域森林組合にも及ばないという事態も生じております。ですから、こういう地域については、合併のメリットを見出し得るような適正な事業規模を確保するために、一県一組合となる場合も視野に入れます。県下系統全体での取り組みが必要になっていると考えておるわけでありまして。

こういう状況で、一県一組合となる地域が誕生する可能性も考慮した規定の整備ということと考えておるわけでありまして。

○春名委員 それでは、大臣がいらっしゃいましたので、私一番聞きたかったことですので、最後にこれを御話しさせてもらいたいと思います。先ほどの、私も聞いてきた中で一番強く声が出たのは、なぜ輸入で一次産品ばかりが犠牲になっているのかどうしたかという怒りの声が非常に強かったわけですね。木材の自給率が二〇・五％、大変な事態です。昨年四月の当委員会での、当時の大原農水大臣が、実際問題として、この輸入の問題がやはり基本的なブレッシャーになっている、いろいろの機会に、関税率を下げるとかゼロにするとか、そういった問題について、国内産業のことを考えながら積極的に発言し

ていかなければならぬなと思っている、こういうふうな述べておられます。

そこで、藤本大臣にお聞きをしたいと思います。今日の林業の困難の根底に、やはり外材のどまるとを知らぬ輸入増大があるというふうには私思いますが、その点はお認めになっていただけるでしょうか。その点に立つならば、この問題にどのように向き合って対処しようとしているのか。野方国産木材輸入に対し規制ができるように、国際的なルールでも認めさせるように力も注いでいくということが今本当に大事になっていると思っております。ぜひ見解を伺いたいと思っております。

○藤本国務大臣 まず、委員が御指摘ございました、我が国の木材需給の現状でございますが、確かに外材が八割を占めている。これは今の為替事情であるとか、また国内の木材資源が若いというふうなことも大きな原因でございます。しかし、長期的に、森林資源に関する基本計画であるとか、また林産物の需要及び供給に関する長期の見通し、こういう見通しによりまして、長期的には国産材の漸増が見込まれる、こういう状況であります。

そういう現状を踏まえて国産材の供給を図っていくということが何よりも大事であるわけなので、昨年成立しました林野三法、これを活用して、林業であるとか木材産業の体質強化に努めていくということが、これは一つの基本的な対策であると思っております。

それから、最初に御指摘がありました外材の問題、これは価格の問題で、つまり、安く外材が入ってくれば国産材は押される、また大量に入ってくれば価格が下がって、国産材の方も結局引き合われない、こういうことになるわけでございます。この外材が国内にどれだけ入ってくるかという、そのところが非常に大事で、価格に大きな影響を及ぼすわけでございますので、需要に見合った秩序のある輸入、それが図られるように十分に我々としても注視していく必要があると思っております。この木材輸入の動向

の状況の把握に努めていかなければならぬ。私も、個人的なことで恐縮でございますけれども、私のおやじは木材関係者でございましたので、よくわかっておると思っています。

○署名委員 私、このことを現場の方から聞いて、本当にこれに立ち向かわないといけないというのを痛感させられてきて、いろいろその後調べてみたのです。

例えば、世界の木材輸出、アメリカやカナダ、それから南洋材のマレーシアとかインドネシアとか、こういうところでは、丸太での輸出禁止など、そういう輸出規制措置が次々ととられていっていると思うのです。そういう輸出国の規制措置という実情をひとつ明らかにしていただきたいということ。それからアメリカでは、一九九〇年八月に森林資源保護及び不足緩和法が発効をしまして、西経百度以西の連邦森林からの丸太輸出禁止の恒久化、州有林からの丸太輸出制限などが行われるということになりました。それらのねらいなのですが、森林資源の保護ということはもちろんあると思いますが、国内の木材産業の保護ということもあるのではないかと思います。その点もちょっとお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋政府委員 木材の供給国におきましては、やはり自然保護とかいろいろな動きによりまして、森林の扱いが持続可能な経営というふうに向かっているのが世界的な大勢でございます。そういう中でありまして、アメリカ、カナダなども原木の輸出というものはやはり制限的に規制をしております。確かに国内の木材資源で付加価値を高めて製品で輸出する、こういう傾向にございます。それから、南洋材等につきましても、インドネシアを始めやはり原木の輸出禁止というふうなことで、やはりこれも製品で輸出したい、こういう形態をとっております。

ですから、最近では日本に輸入されてくる木材製品も、原木で来るというよりは製品で来るという形態が確実にふえてきております。ということ

は、今まで外材を丸太で輸入して日本で加工していた製材業とか合板工場とか、こういうところがなかなか今度はそういう外材の原木が手に入らないという事態になりまして、こういう方たちはそれで原料の転換というふうなことで、国産材の方に目を向けてきているというふうな状況であります。

我々としては、やはりそうやって国産材に目を向けてきた木材工業、そういう方たちに適切に間伐材を初めとする国内の資源を供給をして生産コストを下げ、よりニーズに合った製品をつくって、外国から入る製品とも競合できるような体制をつくらうのではないかと、それが国産材の振興につながるのではないかと、こんな考え方でいっているでございます。

○署名委員 最後に、この問題で、この間関税率がほとんど下げられていきました。一九九〇年六月には日米林産物協議がやられて、アメリカの林産物協会、大きな組織でありましたけれども、その林産物協会の要求にも押されるといって木材製品の関税率の大幅引き下げとか、アメリカ産の住宅の市場拡大のための建築基準法の改正、それから、御承知のように、ウルグアイ・ラウンドの合意では木材製品の関税率も約三〇％程度下げられるというところになりました。ですから、残念ながら政府は次々と外材輸入に道を開くということに結論的にはなっているわけでありまして。

しかし、今大臣もおっしゃいましたけれども、本当に今日の日本の林業がどうなるのかという事態に立ち至っている。それから輸出国においても、乱伐などによる深刻な被害でいろいろな規制も加えなければならぬ、こういう事態もあります。そして、国内の森林というのは三十九兆円と言われるぐらいの水資源涵養機能とか国土保全機能、非常にかけがえのない役割も果たしてきています。こういう価値に見合ったやはり施策をとってもらいたいということが本当に関係者の大きな要望であり、声であります。

今、林政審を中心にして、困難に立ち至って

る我が国の森林・林業をどうするかが議論をされているとお聞きをしております。しかし、その中に、公的な支えを一層少なくしていく、外していくというふうな議論も聞こえてまいります。そんなことは絶対にあってはなりません。

大臣、その基本姿勢、そして本当に林業をこれから外材のそういう圧力にも負けないで守っていくという立場をもう一度最後にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○藤本国務大臣 森林の持つ経済的機能、また公益的機能、御指摘のとおりでございます。そういう機能を考えますと、森林に対して、政府としてこれからもいろいろな施策を組み合わせていこう、発展のために、振興のために努力していくということは至極当然のことでございます。これからの至極御理解をいただきまして、私どもも努力をしましてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○署名委員 終わります。

○石橋委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、森林病害虫等防除法の一部改正案についてお伺いをいたします。

私も日本共産党は、前回の期限延長の折にも、特別措置法の役割はもう終わっており、森林病害虫等防除法での対応に移すべきだと主張してまいりました。特別法の廃止は、その点では当然のことだと思っております。しかし、これまで多数の不安や反対の声が出されていた特別防除は、命令・代執行という強制力を持った措置として引き続き実施されることになったわけでありまして。

特別法が制定された二十年間、特別防除を続けてきたが、結局松の被害を終息させることはできなかった。今回の改正は、五年間の時限立法ではもう松くい虫対策はできないとの判断から出されたものだと思っておりますが、松林保全懇談会の報告書では、特別防除について、将来被害水準が低下するなど、実施する必要がなくなるような条件を整備していくことが必要であるが、それまでの間

は主要な防除措置の一つとして特別伐倒駆除等の他の措置を適切に組合わせつつ実施していく必要があるとしているわけでありまして。

そこで伺いたしますが、この特別防除を永久に続けられるおつもりなのか、そして「実施する必要がなくなるような条件」とはどういう状態であり、その条件整備をどのように行おうと考えていらっしゃるのか、お答えを下さい。

○高橋政府委員 特別防除を永久に実施するという考えかどうかというお話ですが、必要に応じてやはり特別防除というものは実行されるべき手段というふうな考えでございまして、報告書でもそういうふうな考え方でございます。松くい虫の現在の対策としては、危険地であるとか急傾斜地、人の行けないところ、そういうところを防除するのは、やはり特別防除、空中散布というのが有効な手段、こう考えております。

ただ、いつまでもそれだけに頼るということではなくて、やはり保全すべき松林における徹底的な駆除を行って、その中にある衰弱木というふうなものも除去も行い、マツノマダラカミキリの繁殖源を減少させて、その保存すべき松林自体からはもうマツノマダラカミキリは出てこない、そしてその周辺にある松林も、樹種転換というふうなこと、そこが感染源になるような危険性もない、こういうふうな状態になると、松くい虫の被害というものは出てこないような状態になるわけでありまして、条件整備というのはいくつかの状態に持つていくということを考えているわけでありまして。

○藤田(ス)委員 私は、特別防除について、もう見直しの時期に来ていると思うわけですが、被害が広域化し全国に定着した現状では、特別防除の効果には限界性があり、現段階で特別防除によつて松の被害を防止する可能性は非常に低いと言わざるを得ません。

特別防除は、ヘリコプターの運航計画によって散布時間が左右されますし、そのときの気象などで、マツノマダラカミキリの飛び出し時期にあわ

せた防除、つまり適期防除、そういうことにうまくならないという事例もたくさん出されています。また、散布後の気象条件、雨や強い風で散布薬剤が流出、飛散した場合もあるわけでありま。そういう場合は、その効果はもちろん大きく減少していくでしょう。

その一方で、生態系への影響や人への被害が出ているという報告は全く後を絶ちません。農水委員に配付されております日弁連の意見書でも、そのことは数多く報告されております。

結局、松という一つの樹種を守ることだけではなく、ほかの生物や生態系、水、大気を生み出す森林環境を守っていくのだという視点から、特別防除は見直さなければならぬというふううに考えるわけです。地域で、松林についてよく理解を深め、松林として守るべきなのかどうかということを話し合い、必要に応じて広葉樹など他の樹種への転換をしていくことや、守るならどのような方法をとるのかも含めて、地域合意を進めていくことが大事だと考えるわけです。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、私は、特別防除が、いわんや農水大臣、都道府県知事の命令・代執行という形で、国や自治体が強制力を持ち、恒久的に実施されるというやり方は見直すべきだと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○農本國務大臣 先ほどの委員のいろいろな御意見、御指摘につきまして、この松くい虫対策、特別防除に限らずに、いろいろな各地方を組み合わせるべきだという御意見は、私は全く同感でございます。その上に立ちまして、この命令・代執行の問題について廃止すべきと考えたという御質問でございますが、特別防除ですべての松くい虫対策をやるというふうには考えておりません。

しかし、地形上の問題などから考えまして、これはどうしても空中散布をしなければならぬ、こういうような判断をされる場合もあると私は思うのです。特別防除しか使えない、そういう箇所について、常に自主的な防除が行われるということ

は、必ずしもそのとおりにならない、そういう場合に限って、この大臣、知事による命令・代執行というのは必要対策ではないだろうかというふうに思っているわけでございます。

○藤田(ス)委員 急傾斜以外のところは、特別防除をやらなくても組み合わせずと進めていけば十分駆除できるというふうに考えます。そして、急傾斜地というふうな、非常に困難なところについては、果たして松という一つの樹種を守るということだけでいいのかという立場から、やはりもっと広く目を配って、特別防除というものについては見直しをしなければならぬというのが私の意見であります。

私は、きょうここに、どれほど多くの皆さんがこの特別防除はもうやめてよという声を持っていらっしゃるのかというのを全部披露したいわけですが、なかなか時間がありませんので、限って申し上げます。

大臣、御出身の香川県高松市、御承知かもしれませんが、生活協同組合オリーブコップ、ここから要望書が届いております。今回の改正は、「今まで行われてきた薬液けいによる松枯れ対策の問題点を、何ら考慮したことになりません。」というふううに批判をしながら、「住民への健康被害は出しております。私たちが把握しているかぎりでは、喘息、アトピーの悪化、風邪や花粉症のような症状、またある小学校のクラスでは二十二人中七人という高率の近視、そういう問題が出ています。」「散布がちょうど学校のプール開きの時期と重なっていたり、登校時間帯にかかるという不安もあります。」というところで、切実な訴えを出しているらしいやいます。

この人への影響というのを裏づけるような例示を並べているのが、先ほど御紹介した「松枯れ対策としての農業空中散布の廃止を求める意見書」、日弁連のそれでありま。

ここでは、同じ香川県の医師会の会誌に発表された富田医師が調査をしたところで、小豆島の空中散布で、散布境界から三百五十メートル地点

の小学校で、MEP、散布した農薬の名前ですが、その大気汚染が見られ、また、散布後三ヶ月から五ヶ月にわたって伝法川でMEPが検出され、その水源汚染によって水道水からも検出されているということが例示として書かれているわけでありま。

だからこそ日弁連の皆さんも、もう「農業の空中散布を廃止し」、「特別伐倒駆除や樹種転換などを中心とした被害対策に切り替えて、総力をあげて被害原因の究明に取り組むべきである。日本弁護士連合会はそのことを強く要請するものである。」という要請文書を出されているわけでありま。

そういう立場からも、私は、特別防除を強制力を持つ大臣、知事の命令・代執行という形で実施するということや方はやるべきだということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

また、林野庁は常に、特別防除は効果的な手段なんだというところをおっしゃいますけれども、特別防除の効果調査を行っていないじゃありませんか。確かにあなた方は、森林一カ所一ヘクタールの定点調査というのを継続して行っているらしいやいます。そして、そこで被害本数が下がったから効果があるということも言われてきました。しかし、ここでは他の防除方法もあわせて行われているというところを、実は私は担当の皆さんから聞いて驚いています。それでは特別防除の効果を示したことになる調査になるわけでありま。効果調査を見直すべきだということをお約束いただかせんか。

○高橋政府委員 これまでのそういう効果調査におきましては、定点を設定いたしまして、空中散布を実施したところでの効果を実績で調査をしているところでありま。その箇所は、特に調査をするためにというよりも、やはり保全すべき松林というふうなことで防除を優先しておりますので、伐倒駆除等も行って、特別防除とあわせてその松くい対策を実行したわけでありまして、その意味では、その特別防除の効果とそういう伐倒

駆除の効果とが相乗作用というふうな点になっているところもあると考えられます。そういう点もありますので、今後、さらに必要な調査方法の改善、これは検討してまいりたいと思っております。

○藤田(ス)委員 特別防除の根拠になっているのは、マツノザイセンチュウ単独の原因によって松が枯れるとする研究結果であります。これには、調査研究をもとにした異論が多く出されております。

午前中も出ておりましたが、最近、広島大学の中根周孝教授は、昨年、実際に松の苗木に線虫を飼ったマツノマダラカミキリを放し摂食させる食害実験の結果、健全な松をマダラカミキリが摂食しても、マツノザイセンチュウは松に侵入することができず、また、侵入したとしても増殖させることができず、松がこれによって衰弱したり枯死したりすることは極めてまれであること、また、松の木の寿命の調査あるいは葉の上の虫の測定調査を行った結果、多量の酸性降下物質が松の葉や幹、枝に付着し、霧や露それから小雨によってこの樹体上で強い酸になり、それが松の活力と寿命を低下させると考えられるといったようなことを述べられています。これらの実験データにより、松枯れは複合要因で起こり、松の活力が大気汚染などによって落ち、そして衰弱したところ、いわば最後のとどめとしてマツノザイセンチュウが入り枯死させるものである、そういう結果を発表しているわけでありま。あわせて、マツノザイセンチュウ単独要因説に基づく特別防除の効果は弱く、中止すべきだという見解も出されています。

マツノザイセンチュウによる被害と環境要因を指摘する実験結果はこれまでも幾つも発表されてきました。これらが立証されれば、私は政府の松くい虫防除対策の根幹を揺るがすものになるといふふうには思いますけれども、調査研究は重視されなければなりません。中根教授らは、共同研究を林野庁は受け入れるべきだ、共同研究をやりま

す。

やはり、流域管理システムをつくり上げていく目的というのは、川上、川下が一体になるということ、あるいは民有林、国有林が一体的になって取り組んでいくということ、あるいは行政のサイドも積極的にそれに参加していく、こういう体制がどうしても、今日特に森林・林業に対して、材の提供というだけではなくして、やはり公共的機能という期待が大きければ大きいほどそういうものに総合的に、一体的に取り組んでいくんだと。そういう面で、流域単位でもってそういう川下、川上、そして国有林、民有林、あるいは行政が加わって、一体的にやっていくという方向が打ち出されたのだらうと思います。

六年たちました。私たち静岡の地域でも四つの流域があるのでありますが、静岡の営林署の方から過日四つの状況が報告がありましたけれども、一つのところはまだまだ全然進んでいないという状況ですね。四つのうち、あるところはもう実行計画まで行つてかなり議論が進んでいるのかというところも率直に言つてあるし、また、現場の人たちの声を聞くと、必ずしもそういう、官民がというまじょうか、一体になって施業をやっているという実感を感じる点は少ない、こういう意見も聞くわけがあります。

そういう意味で、六年たった今日、百五十八の各流域がどんな状況に進んでいるのか。私の感じでは定着をしているとは言い切れない。だとすると、そこにはどんな問題点があるのか、原因があるのか、その辺を林野庁としてどうとらえているのか最初にお尋ねをしたい、こういうふうに思います。

○高橋政府委員 確かに平成三年度の森林法改正以来、流域管理システムというのが、林政の推進方策といえますが、林業も振興し、それから木材産業も発展させるというふうなことで合言葉になってきたわけですが、なかなかこれが実態として定着していないということは、先生のお話にあるような面がございます。

ただ、我々から見ると、百五十八の流域があるわけですが、それぞれの流域が、地域の資源の成熟度合いとか、木材の工業のそれまでの発展度合いですとか、あるいは山の方でいいますと、森林組合のリーダーシップですとか、あるいは国有林地帯とか民有林地帯とか、こういうふうないろいろな地域的な条件の差によって取り組み状況に相違が出てきているなというふうに思っております。

中で、数でそう言つていいかどうかちょっとわかりませんが、二割ぐらい、二十から三十ぐらいの流域が既に下流の木材工業を大型化して回転し始めておりまして、そういう製材工場なりプレカット工場なり、そういう利用者サイドの発展がありますと、どうしても原料としての木材を上流に求めなければいかぬ。そのためには、何とかこの流域管理システムを使つて上流にもまとまつてもらわなければいかぬというふうな動きも出てきておりまして、この二、三十カ所の流域は先導的な流域ではないかと我々は認識しておりますのでございます。

○前島委員 確かに、かなり進んでいるという話も聞きます。

そういう面で、それぞれの地域の事情だとか条件に合わせたシステムづくりということであろうと思うのですけれども、そこを、だれがといていましょうか、どこが、ある意味で引っ張つていくか、新しい仕組みだとか、それぞれ経過が違つているところを。民有林の世界と国有林の世界といふのは、そもそも流れも違ふし、資金の流れも違ふわけでありまして、それから、経過も違ふわけですから、それと、地方自治体との絡み合いとか、あるいは流域といつても、行政区がまたがったり、ましてや県がまたがったりする、いろいろな関係といふのも、かつてなかったという関係で、いろいろ地域地域によつて違ふわけでありまして、そういう面では、そういうシステム、新しいものをつくり上げていくときに、どこがリーダーといふのかというのでもまた一つの重要な問題だらうと

思います。

そこを、一概に国が、林野庁が、あるいは具体的に営林署の側が引っ張つていけ、こういうふうな言い切れない部分もあるけれども、やはり積極的にそこをリードしていく部隊といひまじょうか、側といふのが必要ではないだらうかな。そういう面では、やはり林野庁が、余り出過ぎてもいけないだらうとも思いつつも、あるいは一方的に形式的に言えないにしても、大きな役割があるのではないかと。とりわけ、この仕組みをつくつていったり、基本計画をつくつていったりとかいう過程での役割はあるのかなということを一つ感じます。

同時にまた、現実に施業をしたり、作業をしたりしていくという形になってくると、やはり民間の部分の存在というのが、これは絶対に無視できない現場の意見ということもあるだらうと思ひます。そういう面でも、今回の森林組合の合併の新たな延長等々含めた対策ということは、私ら、大きな意味もあるし、そこに期待もあるだらう、こういうふうな思っているわけです。

そこで、具体的な流域管理システムを現場でうまくやっていかなるためにはどうしても民有林部門の、特に森林組合の存在ということは無視できないとすると、この流域管理システムにおける森林組合の役割というものはそれなりのものがあるだらうし、それをまた行政の側が期待をして積極的に引っ張り出していくということも、重要な役割ではないだらうかな、こう思うわけでありま

そういう面でも、この流域管理システムをつくり上げていく上で、この森林組合の役割、期待といふものをどう位置づけているのかという点を、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 やはり、森林組合がしっかりしてその流域で活動しているところは、この流域管理システムが生きていくとして発動している、こういう実態にあると思つております。

身は、造林事業九割、間伐事業の六割、こういうものを担っているわけでありまじょうけれども、さらにそういう森林組合が、木材の生産、加工、流通——最近の木材では、やはり乾燥をして大量に供給する、こういう施設がないとなかなかうまくいかない、外材に負けてしまふ。そのためには、そういう施設が必要だ。そういう施設をするとなれば、みんなが個別にやるのじゃなくて、やはり林業構造改善というふうな事業を使つて、その中核的な森林組合などがそういうふうな事業をしていったらどうか。

我々考えておりますのは、一流域に三あるいは四ぐらいの森林組合がしっかりと形成されて、その人たちがその流域の流域管理システムの担い手になる、こういう目標で、現在千四百ある森林組合が将来的には六百というふうなことで、これは我々が決めたのじゃなくて、組合系統がそれぞれ全国的な組織として集まつて、こういう方向でいこうじゃないか、我々が流域管理システムをそういう形で担つていこうじゃないか、こういうことで進めているというふうに認識しております。

○前島委員 その森林組合の役割という意味で、流域の中での新しい合併の仕組みといひまじょうか、数ですけれども、今言われたように、五年前のこの法案の議論のときの政府の方の説明は、当時千六百あって、それを千ぐらいにしていくな、流域には一カ所ぐらいの広域森林組合、こういうふうな構想というイメージが説明されているわけですね。そういうことから見ると、現在は約千四百ですね、という形もあるし、またあるいは流域管理システムで、地域にもよりますけれども、もっと広域森林組合の存在と、そうではない問題というものがうまくかみ合わないといひまじょうかな気がするわけです。

というのは、それは森林組合の企業体質強化という側面から今度は逆に見ますと、ただ合併すればいいとか、ただ大きくなればいいというものでもないという側面も、片っ方にあるような気がいたしますし、流域システムを引っ張つていくため

には、どこか中心になるものがあつて、それが引つ張つていつて全体を支えていく、そういうふうな形、そんなふうなものがうまく組み合わさつてこの流域のシステムが生きてくる。同時に、そこに森林組合としての活性化というのもできてくるのか、そんな感じを、イメージを私は持つわけなんです。

そういう面では、今度の新たな五年間の延長に伴う合併という目標が、この千という、あるいは業界は八百という形をたしか打ち上げていると思ひますけれども、それと広域との組み合わせ、流域管理システム、それと体質改善という意味で、私はどうしても一方の問題としては、労働力の確保という問題が絶対に必要になってくる、こんな気がするわけなんです。

それで、各森林組合の体質強化のためにはいろいろなことを言われましたね、共同化の問題とか等々言われて、それを労働力確保という観点から見ると、どうも大体言われているのはやはり時間の問題というふうな感じ、労働基準の問題というのが大きなウエイトを占めてきているような感じが私はするわけでありまして、いろいろなことをやつた結果として労働力が確保されるという意味よりか、何か一つ集中的に対策を練ることによつて労働力を確保していくというの方が具体的な成果を上げるのじゃないかなというのを私は実感として感ずることがあるわけなんです。

といいますのは、同じとは言ひ切れませんが、私も、建設業界、建設で働いているいわゆる大工さんとか左官屋さんの組合で、全建総連という、そんなに連なれないで働く人たちの集まりがあるのですが、そこが今すぐ組織結集が進んでいるのですね、全国的に。その組織結集の大きな目玉というか理由が健保の問題、健康保険の問題なのです。一般で、個人で云々するのじゃなくして、組織化されて、それが組合健保という形でいく中において、その結果というのが大きき今進んでいるという現象を私たちは感じている。

そういう面では、私は、森林組合の体質強化、い

ろいろなことがあることは私もよく知っています。それもいろいろやつてもらわなければいけません。そのうちの大きな柱として、時間帯の問題、要するに労働基準という問題とかに何か絞つた労働力確保対策というものが必要ではないか。昨年の三法が存在されたということは私も知っていますけれども、その中での具体的な問題として何か絞つてやるのが労働力確保に通ずる、具体的な道に近づいていくのじゃないかというふうな気がするわけなんです。

私は、そこが労働基準の適用の問題であり、時間の問題なのかな、こう思っているのですが、そういう意味での対応をどう基本的な絞ろうとしているのか。あるいは、体質強化のためのさまざまな課題をもう何回も言われています。毎年毎年、毎回毎回、同じようなことを言われているわけなので、そういう面では何を中心にやろうとしているのか、その点をちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 確かに他産業並みというふうな収入の目標あるいは労働条件、こういうことをやはり打ち出さないと、若い労働力、それも都会から山の方に入ってくるというふうなことは望めないだろうというふうな思ひます。ですから、今回労働基準法による四十時間労働、平成九年四月からはそういう形になるわけでありまして、いろいろなと林業界でもこの受け入れにつきまして議論があつたところでありまして、やはり他産業並みの就業条件という一つをクリアする意味で、労働時間をそうやって四十時間にしていくことと。

若い人に言わせると、やはり青い空の下で林業をやるといふことも楽しいものだといふふうな、そういう情報を与えるといふこともまた人々を呼んでくるためには必要なのではないかな。そういう状況をインフォメーションを与えるという意味では、昨年の労働力確保法によります支援センター、これが十分な働きをするように今県の方では一生懸命やっていると段階でございま

す。

○前島委員 その支援センターの建設も、まだ一年です。具体的などこまで進んでいるかというのを聞くのは酷かなとは思ひますけれども、ともかく二十一世紀は国産材の時代だといつても、その国産材を生産する労働力が果たしてあるのかという心配をするわけでありまして、この労働者対策、とりわけ、若い者の今の共通の要求というのはやはり労働時間なのですね。これは林業に限らず、一般の若者の就職等々での選択の大きな基準はやはり労働時間ということであると思ひますので、この林業労働者、とりわけ若い者の確保のために、そこに大きな力点を置いて労働者対策をぜひお願いをしたい、こういうふうな思ひます。

その中でひとつぜひ流域管理システムというものをくり上げていく、定着させていく、そのことがまた民有林、国有林一体となつて森林を守っていくことであり、今国民の大きな期待にこたえていくことだろうと私は思ひますので、ぜひその点の御努力を重ねてお願いをしたいと思ひます。

もう一つ、私はどうしてもお聞きしておきたいのは、やはり、二十数%である、民有林などを合めて三百万ヘクタールと言われている不在村の地主の対策ということなのですね。今回もまた、員外利用の拡大ということも一つの適用になるでしようし、森林組合の業務の拡大ということになるだろうと思ひますけれども、その点をかなり意識的に対策を練らないと、私は、特に国民の期待する公益的機能に対してこたえるという面でおくれがとんど目立つと。

私たちは、富士山ろく地域で、年に何回か、みんなで山を見る会という形で林野庁の労働者と一緒に行くわけですね。荒れているとか、おくられているところを見ると、地域の人は、ここが不在村なんだというのが指摘されるわけでありまして、そういう面ではその点の対策というのはすごく私は重要ではないだろうか。さま

ざまな制度があるということは知つてはいるのですが、それに対する強力な対策というものがどうしても求められるな、こういうふうな思ひているところでもありますので、その点の考え方をちよつと御披露いただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 御指摘のように、不在村の森林の面積が私有林の二二%、三百万ヘクタールといふことになってきておりまして、やはり不在村の森林は管理が十分でないといふふうな思ひているところでもあります。

これまでも、森林組合がそういう不在村の森林所有者と管理契約を結んで、森林組合としての経営基盤を広げるというふうな活動をしておたわけでありまして、これまでの取り組み以上に、これからやはり不在村の森林所有者の方に、そこを手入れをしてくれ、しかるべきところに管理の委託をしてくれ、こういうふうな話を、市町村段階でもあるいは地域段階でも、まさに先ほどの流域管理システムの中でも訴えていかなければいかぬな、こう思ひているわけなんです。

ただ、そのときに、それではそこをやつてくださいよという話になつたときに、実は森林組合の方に受ける能力がない、作業班もない、これでは困つたということになりますので、指定森林組合というふうなものを今回の法律で設立するような形をとりまして、そこは、そういうふうな依頼があれば、少し地域が離れていてもそういう不在村の森林の管理も出かけていってやるよというふうな制度に考えておりまして、こういう形で不在村の森林の管理をさらに充実したいというふうな思ひております。

○前島委員 受ける側として、今度業務を拡大したとか員外利用を広げたとして、それはいいのですけれども、不在村地主の方が委託するという手だてがないとだめなのであり、それに対する手だてということもさらに強化が必要なのかという感じがします。ぜひその辺は御検討のほどをお願いしたいと思ひます。

それから、最後に松くい対策の方をちよつと

一、二聞きたいのです。

先ほどから意見があったように、確かにかなりの、二十年間の特別措置で減ってきたことは事実だけれども、終息はしていない。面的な面はかなり少なくなってきたけれども、まだ箇所的、部分的なという面で今日まだ松枯れがあることは、松くい現象があることは間違いない事実なのです。

私たちも、特措法を中止して新たな方向でいくということについては大いにいい方向だろうとは思っているのですが、そういう意味で対策というのは、いわゆる薬剤散布、とりわけ空中散布を中心とした対策はもう後退させるべきではないだろうかという感じが非常に強いわけなのです。樹種の転換だとか伐倒とか、空散からそっちの方向に対策の重点をこれから置くべきではないだろうか、こういうふうな思っているわけであり

ます。

そういう面で、今度の特措法の廃止から新しい方向へ行くに当たって、対策の具体的な力点を空散から樹種転換等々に変えていくということがこれからの道ではないだろうかと思いますが、その点を具体的に今後どうしていくのか。先ほど、予算と数字という点で言われましたけれども、長官、具体的に今後の方向を、できるものなら数字をもって提示をしたらあがたいと思いがすが、その辺の、これからの新しい具体的な方向というものを示し願えればありがたいと思いが

す。

○高橋政府委員 先ほど、予算的な関係では、平成九年度で、松くい虫対策、造林事業の公共事業等を含めて七十五億の予算の中で特別防除が十三億九千万、約十四億でございますが、そういう数字になっております。

現実問題、空中散布、特別防除のシェア、ウエートは年々減ってきております。直接実施、大臣や知事が直接に実施するというのはもう本当にわずかな数字になっておまして、現在行っておりますのは命令防除と奨励防除ということで、市

町村とか森林所有者が自発的に、この森林はやはり空中散布、特別防除でなければ守れない、そういうふうな形で地域の住民の人の合意を得た上でやっている、そういう箇所があるわけでありま

す。

しかしながら、今後の見通しとしましては、やはり特別防除にウエートを置くのではなくて、徹底した対策という意味で、樹種転換とか特別伐倒除というふうな形にウエートは移っていくものというふうな考えているところでございます。

○前島委員 私たちの党の立場にも、やはり特別防除、空散ということに対する反対の意見というのは数多く寄せられていることは間違いないわけでありまして、ぜひこれからの対策の柱を、樹種転換あるいは伐倒除等々の方に大きなウエートを置いて、ぜひこれからやっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思いま

す。

最後に、大臣、そういう空散、特別防除はやめろというさまざまな意見の人に対して、現実には全面的に空散、特別防除が否定できない部分もあるのだとするとするならば、いかにしてその地域の人の意見の聞きかたということを非常に大事にすべきであるし、そこは大切にすべきだろう、こういうふうな私たちは思っています。特別防除実行における住民の意見をどう尊重していくか、そこをどう保障していくか、それを仕組むの

中でどう確保していくかというところがびしっとしないので、今後住民、地域における合意が得られないのではないだろうか、こういうふうな思っているわけでありま

す。

そういう面で、大臣、今後特別防除等々を地域的にやっていく場合には、こういう住民の意見はどう保障していくのか。とりわけ、反対者の意見まで含めて大きな中で、協議会等々で処理をしていく、合意を得ていく、こういう努力が必要だろ

うというのが私たちの気持ちであり、願いでもあるわけでありま

す。どうしても特別防除というものをやらなくてはいかぬ場合も、住民の意見をどういう形で保障していくのか、最後に大臣の御所見を伺って終わりにしたいと思います。

○藤本国務大臣 住民の理解と協力を得つつ進めてまいることがこの特別防除の場合非常に重要であることは、これは無論のことでございます。これまでも市町村段階におきまして、松くい虫被害対策推進連絡協議会、地域ごとの説明会の開催を通じて地域住民の意向の反映に努めてきております。

先ほど言われましたように、反対の方の意見も十分にこの協議会で反映できるように、これは指導してまいらなければならぬ、さように考えております。

○前島委員 終わります。

○石橋委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 二法案が提案をされておるわけでありま

すが、私ども、林政の問題、あるいは森林、山が大事だということとずっとやってまいったわけでありま

す。今、しかし一方でマクロの問題をやはり考えざるを得ないと思うわけでありまして、膨大な資金投入も要するだろうし、いろいろなこともやらなければいけないけれども、しかし、国全体の財政は一方で大変厳しい状況だ。行政改革が今徹底的に求められている。つい先日、二月十七日の新聞には、林野庁解体論まで実はある新聞には提案をされているというふうな状況の中で、一方で私どもはそういう状況を踏まえながら、林野行政というものもどうも考えざるを得ないのではないかと、こう思うわけでありま

す。

そういう視点から、これから森林組合の問題などの質問をさせていただきたいと思いが

す。

一つは、六百三十兆円の公共投資計画、この見直し論議を政府全体で行おう、こういう動きがある。それから、行政改革委員会では、中長期計画の見直し作業を進めようというふうなことがあるわけでありまして、一方で、私どもに、この農

水委員会に関連するラウンド対策どうだこうだという議論もあるわけでありま

す。

そこで問題は、中長期計画、何本かあるわけでありま

すが、この計画の見直しというのは一体どういうふうな今議論をされて、ことしの林野行政にどのようにかかわっているのかという点をまずた

たしたいわけでありまして、第二次森林整備事業計画、これは昨年の十二月、全国森林計画の閣議決定を踏まえ、多分ことしから実行するということになるだろうと思いが

すが、これはそういう意味で、第一次計画と比べてどういうアクセントをつけ、どういう改革をしながらやるのか、今私

が申し上げてきましたような全体的な行政改革の議論の中で、この第二次整備事業計画についてどういう考え方で進めようとしているか、まず伺いたいと思いが

す。

○高橋政府委員 第一次森林整備事業計画は平成四年度から八年度、第二次森林整備事業計画九年度から五カ年間を考

えておりますが、この第二次森林整備事業計画におきましては、昨年の十二月に策定しました全国森林計画に基づきまして、その方針を実現する意味で、第二次森林整備事業計画を予算的に額を確保するという形で計画しているわけでありま

す。

その全国森林計画の中身でありますけれども、やはり考え方として、今まで以上に森林の公益的な機能を重視するといふような意味で、国土保全と水源涵養を合わせて国土保全といふような新しい表現をしておるものであります。そういう

るわけですが、一応は、第二次森林整備計画というものをつくりたい、予算的にも、昨年の暮れに財政当局と考案方をすり合わせまして、五カ年計画というものの案をつくっている段階でございませう。

○堀込委員　そこで、この行革論議と林野行政の問題であります。

昨年十二月十二日、総理から恐らく大臣に、林野公共事業を含めた農林関係全体の公共事業の見直しについて指示があったと思うわけでありませう。農林水産省、それにつきまして、昨年末に効率的実施についてという文書も発表されているわけでありませう。

いずれにしても、今公共事業批判というのは非常に強いわけでありまして、従来の林野公共事業をどのように反省をし、どういふふうな改革しようという考案方を現時点で持っているか、これも直接伺いたいと思ひますし、関連しまして、もう一つは特殊法人の改廃問題、これはどうしても遅かれ早かれ議論になるわけでありまして、実行が急がれるわけでありませう。森林開発公社、これがあつたわけでありまして、スーパール林道とか水源林の造成だとか、そういう事業をされているわけでありませうが、この改廃について検討しているのかい、伺いたいと思ひます。

○高橋政府委員　最初の御質問の公共事業の見直しの関係であります。これまでの林野の公共事業は、治山、造林、林道というふうな目的別に区分しておたわけでありませうけれども、今回の見直しで、そういう事業の目的でなく、森林をどういふふうに取り扱っていくのかというふうな観点に立ちまして、森林保全整備事業それから森林環境整備事業というふうな再編しまして、保健、文化、教育的な森林の利用とか生活環境の整備、そういうものを重点的に推進していくように考案方を変えた次第であります。

それから、投資効率の向上、事業の効率化というふうな意味で、事業のコスト削減、それから事業

の効果を早期に発現するための事業実施箇所の削減、そんなふうな考案方を取り入れていくわけでありませう。

それから、森林開発公社につきましては、その実行している事業が、一つは水源林の造成事業、これは民有林の森林所有者がなかなか植林も困難だ、上流の水源で、山も荒れているというふうなところに水源林を造成する事業であります。以前は、分取造林というふうな考案方もあつて、ヒノキ、杉等の針葉樹を主にしておりましたが、最近、さらにブナとかナラとか、そういう広葉樹も入れた水源林造成をやつておりまして、将来的に五十万ヘクタールぐらいの水源林を造成しよう、今四十万ヘクタールぐらいまで造成をし、その維持管理をしているわけでありませうが、そういう仕事を一つしております。

それから、山村の定住促進とか生活の利便性とか、あるいは林業を振興するという意味で大規模林道を実行しておりますけれども、大規模林道につきましては、大多数のところでは、そういう山村生活の定住条件に不可欠ということで評価されておるわけですが、一部自然保護等の問題のあるところもございませう。そういうことで、環境アセスというふうなものを積極的に導入いたしまして、保全工法を取り入れながらやつていくということ、森林開発公社はそういう意味で、山村振興でありますとか地域の定住化というふうなことで、大変重要な仕事をしているという認識で取り組んでいくところでございませう。

○堀込委員　きょうは時間がありませんから、また議論させていただきますが、いずれにしても、内閣全体の行革方針がありまして、その中で特殊法人も当然全体としてこれから検討されていくわけでありませうから、重要な仕事をしていることはよくわかりましたけれども、ぜひ今後ともまた議論させていただきますと思ひます。

そこで、今回の法律で、森林組合でございますが、従来の林政というのが、国から都道府県、そして森林組合、造林事業であれば造林者というよ

うな仕組みが、縦型の行政がずっとあつた。この森林組合の事業内容を見ましても、森林造成事業が圧倒的に、半分ぐらいですか、半分以上を占めているわけでありまして、これも、造成補助金といひますか、そういうものが大きく作用している。見ていて、経営はなかなか大変だと思うのです。だから、そういう意味では、非常に御苦労されながら経営をしている。しかし、その中身を見ると、やはり造林なりいろいろなことで補助金とかそういうものがなく、なかなか経営が立ち行かないという実態があると思ひます。

私は、この林野行政というのは、あくまで林野庁、そして都道府県、それから森林組合という縦一本の系列ですと来たわけでありまして、そこにすぽんと抜けているのがやはり市町村の役割だつたのではないかな、こう思ふわけでありませう。

八八年に森林法が改正されました、森林整備計画制度が導入された。特定整備市町村の整備計画が義務づけをされたということはあります。それから、先ほどもございまして、九一年の森林法改正で流域管理システムというのが導入をされて、市町村の役割はかなり重要にやうやく実位置づけがこの林野行政の中でされてきたわけでありませう。

どうも流れとしては、ずっと林野庁直轄で、都道府県を経由して森林組合、そこで仕事が行われる、こういうことの流れがずっとあつたのではないかな。私は、これからそういう意味で山に接している市町村にもっとこの林野行政について重要な役割を果たしてもらふような仕組みをつくらなければいけないのじゃないか、こういうふう

に思ふわけでありませう。

確かに、森林組合の組合長さんに市町村長さんがなつてゐるのは大変多いわけでありませうが、どうも森林組合さんの会議に行つたり監査に行つたりはするけれども、自分の町村で予算をつけてその山の仕事をやるという市町村は少ない。私、

長野県の例を見ても、五市町村しかないのですね、独自予算を持つてやつてゐるのは。

だから、そういう意味で私は、せつかくこの森林組合法、これから広域合併して、法律改正するわけでありませうから、森林組合の役割はそうなんですが、それをサポートする市町村に対する財源措置を含めたいろいろな体制ということをやはり考へていかなければならぬじゃないかな、こういう感じを持つてゐるのですが、長官、いかがでしょうか。

○高橋政府委員　確かに、過去の林野行政の中で市町村の役割というのが欠如してゐたというが、そういう時期があつたと思ひますが、考へてみますと、やはり市町村が一番身近に自分たちの住んでいる周辺の森林を管理して、目も行き届いてゐるわけでありまして、森林組合をとりまして、やはり市町村が一体的にやつてゐるということが多ひわけでありませう。

平成三年の森林法の改正では、市町村森林整備計画制度というものを市町村がつくりまして、その中で、森林施業の共同化ですとか担い手の育成ですとか、そういう計画をつくる計画樹立主体に市町村を位置づけているわけでありませう。その市町村森林整備計画を実行するために、今度はこの森林組合の経営基盤が強化されて、合併を助成をし、あるいは指定森林組合になつた、そういう森林組合が一役果たせるのではないかな。市町村の森林整備計画と経営基盤が強化された森林組合が一体になつてその森林の整備に大変な力を発揮していくのではないかなというふうな期待をしているところでございませう。

○堀込委員　ところが、市町村長さんは、話してみても、やはり山の仕事は森林組合の仕事だと思つてゐるのですよ。おれのところの役場の仕事ではないと言ふ。組合長さんをやつてゐるような市町村長さんは別ですけれども、市町村に大体森林予算なんというのはないわけでありませうし、そういう意味で、私、この法案はこれでいいと思ふわけでありませうが、森林組合が広域化することに

よってどうもそういう傾向を強めるのではないかと実はちよつと心配をしております、今自治省、国土庁なんかとも共管のいろいろな仕事も始まったわけでありまして、この受け皿はやはり市町村なんですよ。

そこで、そういう意味でも、山や緑を守る予算というのを市町村に何とか心配をしていく、市町村にも考えてもらうという風潮をやはりつくり上げていく必要があるのではないかと。緑と山の仕事は林野庁の仕事だ、森林組合の仕事だということではなくて、各市町村みんな、例えば福祉なんかはこれは自分でやっているわけでありまして、これはまさに、市町村に隣接する山や水源の問題を、これから地方分権の時代を控えて、市町村長が真剣に考えるようなそういう風土をつくっていく必要があるのではないかと、こういうふうにいるわけでありまして。

どうなんでしょうか。そういう意味でもう一度、私は、この法律の、広域化することによるそういう心配のなきような措置をぜひとってもらいたいと思いますが、見解がありましたら……。

○高橋政府委員 確かに、合併を促進する際のネックということで、市町村を離れて広域で合併してしまつと市町村が面倒を見てくれる部分が少なくなるといふ心配をする森林組合もあるわけですが、しかしそれではいつまでたつても森林組合としての独立、自立もあり得ない、経営基盤の強化もあり得ないわけでありまして、森林組合は森林組合としてきちんと自主的にそういう事業を拡大していただき、それに対して流域管理システムの中での市町村の役割ということで、市町村もその丸抱えではない新しい森林組合が生まれたにしても、それと事業の提携というふうなことで一体的に進んでいただきたいと期待をしております。

○堀込委員 そういうことで、そうは言ってもこれは財源というところをある程度心配をしないといけないわけでありまして、かつて水源税構想という目的税的な構想もありましたし、今一部の市町村長さんを中心に森林交付税交付金制度というような運動も実は起こりつつあるわけでありまして、大いにやはり検討されるべきことではないかなと思つております。

私は、そういう意味で、日本の将来の山の問題を考えると、従来の林野庁、都道府県、森林組合、この造林者を初めとしたそういう仕組みから、もう一つの市町村の役割という太い軸を入れるためにも交付税構想なりそういうことをやはり検討せざるを得ない、そういう措置を講ずるべきだ、こういうふうには思つておりますが、最後にお伺いをして質問を終わりたいと思つてますが、どうぞ。

○高橋政府委員 今森林交付税という構想が、現在の地方交付税とは別に森林面積等に依じて市町村に対して交付するべきだといふような構想があるわけですが、私もそういうことで森林や林業に対して地方財政措置が多様になるということは望ましいとは思つてますが、その一つの動きとして、御承知のとおり、平成五年度から森林・山村検討会の結果によりまして地方財政措置が施されておりました、これが平成八年には約二千九百六十億にもなつております。ですから、そういう形で地方財政措置が既に拡充されている中で、今の考え方のような森林交付税といふことでいけるのかどうか、財源とか使途等の面でやはり慎重な検討が必要ではないかという認識でございます。

○堀込委員 まあ検討は検討でいいのですが、大事な山の問題を抱えていますから、少し大胆に荒っぽくといふところも必要なんだといふふうに私は思つております、ぜひそんなことを、そういう対応で市町村のバックアップをする、森林組合のバックアップをする、そういう体制をつくつていただきたいといふことを要望して、終わります。

○石橋委員長 次に、石破茂君。

○石破委員 お疲れさまでございます。議題になつております二つの法律の改正案につ

きましては、朝からの議論で問題点も出尽くしたと思つて、時宜を得たといふのか何となく、特に反対すべき積極的な理由も見当たらない。私としては、賛成をするに依存はないところでございます。そのことを申し上げました上で、何点か、新しい大臣、新しい長官でいらつしやいますから、御所見を賜りたいと存じます。

山をどうするかというお話を延々と何年もしてきておりますが、余り好転したというお話を聞きません。改善計画も出ますが、どうもその数字にはかなり無理があるのではないかなという気がしておるのは私だけではないかと思つております。

最近聞きます議論に、国有林野というのはもうこれはともうかりそうにない、人件費だつて出るのか出ないのかわからない、だから特別会計から一般会計に移したらどうかね、こういうような議論があるわけでございます。このことは行革との関連性で何人かの議員からもお尋ねがあつたことでございます。しかしこれは、守るべきものは一般会計で守らなければいけないということも説得力がないわけではございません。

ただ、似たようなお話で、選挙のときになるとよく直接所得補償をやると叫ぶ人がいるのです。直接所得補償をやる。それは、その場に行けばとても受けるわけですが、それが現実化したという話を私は耳に聞かずに知らない。余りうまい話といふのはよくないのじゃないかと思つております。

選挙のときに調子のいいことを言つてはいけない、私はそう思つてきておるのでありますが、この一般会計にしないといふ議論、それはそれな

りに傾聴に値するものだと思います。しかしその前に、やっておくべきこと、やらねばならないこと、それがたくさんあるのではないかと私は思つてます。

その昔のおとぎ話に、おじいさんは山へしば刈りに、おばあさんは川へ洗濯にというのがありましたが、今はしば刈りにも行きませんし川で洗濯もしないわけでありまして、とてもじゃないが山村を維持するという状況にもなかなかなさしいわけでありまして。

さて、何をすべきかといふことでございます。よく国産材時代が到来する、国産材時代が到来する、こつた言われるわけですが、それは伐期が到来する木がいっぱいあるよといふだけのお話でありまして、それをいかにして高く売るか。労働者の確保というものは、要は木が高く売れば仕方ないわけでありまして、どうやたら高く売れるのかといふことについて、御所見を賜りたい。

すなわち、今まで日本の材の問題点としては三つあつて、質が均一ではないといふこと、価格が振れるといふこと、量が一定ではないといふこと、この三つの問題があつて、それを改善するためにいろいろな策が講ぜられてきたわけでありまして。しかしながらそれを全部講じたとしても外材に対抗するのは非常に難しいといふふうに私は言わざるを得ないと思つておるわけです。だとすれば、国産材で家を建てた方が得ですよといふ話にしないといふ、そういうインセンティブを家を建てたいなと思つておる人に与えないとこれはなかなか難しいことではなからうか、端的に言つて私はそう思つております。

だとすれば、何ができるか。ラウンドに反しない範囲で何ができるかといふことであります。金融の面において、税の問題において、さらに言えば土地供給の面において何ができるか、どのようにお考えでありますか。

けれども、建築用材というふうな面では大変苦戦をしている状態だと思ひます。

しかしながら、国産材の資源の充実度、これは地域によつても違ひますが、杉で五十年生を迎えるような山がほとんどふえてきている箇所もござひます。そういうところが美観的に外材とコスト的にも対抗できて、供給できるような体制をどうやってつくれるか、そこをねらいとして、実は昨年の林野三法、これを成立させていただいたわけでありまふ。

ここであらうとしておりますのは、やはり量をまとめる、そして原木の不安定さをなくす、その大量にまとまつた原木を、下流の木材生産業界はその需要者ニーズに合つたものに加工をしていく、しかもその加工は、きちんとした乾燥をして、立派な品質管理をやつて、外材にも負けないものを時期的にも間に合わせる形で需要者に届けられる、そういう体制をつくるのがまさに必要だということ、そのために私どもの林野行政の施策としては、林業構造改善事業もありまふ、その拠点施設を使ひまして、木材乾燥施設を大規模なものをつくりうじやないか、あるいは加工施設の整備に利子助成や運転資金を融通しようじやないか、木材産業の経営基盤強化に資するような税制の改善をやろうじやないか、そういうこととて取り組んでいゝとござひます。

○石破委員 私がお尋ねをしたのは、つまり、消費者の側に国産材で建てた方が明らかにプレハブよりも外材よりも得ですよというふうな気持ちを与へるために何ができるかということをお尋ねをしたのです。それは、林野をめぐる税金の議論と、これは、相統の問題であつたりグラウゼルの方式がどうしたとか、そういう話は延々としてきたわけでありまふが、要は、消費者の側に国産材で建てた方が、ぎりぎりコスト削減をしようとしておられることはよく理解できます。しかるが後に、とういふか、それと並行してとういふか、どういふようなインセンティブを与えることができるであらうかというところをお尋ねをしたわけござひまふ。

す。

それは、林野三法のときも申し上げたことござひまふが、一方で土地の供給というものをやらなければおうちには建たないわけですね、当たり前な話ですけれども。住宅何万戸計画なんて言ひましたつて、土地の供給がなければおちは立たぬわけです。そうなりまふと、これは規制緩和の論になりまふが、市街化区域と市街化調整区域の見直しというものはやはりしていかなばならぬことではなからうかとういふことでありまふして、それによつて底地とういふか宅地とういふか、これを供給をしていかなければ、土地の値段も安くならないし、家も建たないしとういふことの施策を総合的に勘案をしていかなばならない、いつまでたつてもなかなか山はよみがえらないのではなからうかとういふふうに思つておるわけござひます。

その点で、優遇税制であるとか優遇金利ですとか、そういうことをやりまふと、すぐにこれはラウンドに反するとういふことを言われかねないわけでありまふして、そうすると、それを国が直接やるのではなくて、地方公共団体がやるような形もしくは基金を積むような形、そういうような形が今、若干散見をされることでありまふ。

ただ、例えばある人が、私は国産材で家が建てたいとういふふうに一念発起したといひまして、これはだれに相談に行つたらいいんでしようね。建築工務店に相談に行けばいいのか、どこに行けばいいのか。どの雑誌にも何々ホームとかそういうような美麗なる広告がたくさん出ておることでありまふして、それはやはり、国産材業者、建築業者とういふもの、森林組合もそうかもしれまふ、資本力も弱い、宣伝力も弱い。だとするならば、そういう人たちは何かエンカレッジしてあげること考えなければいけないが、一念発起してどこへ行つていいのかわからないとういふことでありまふして、行政でどこまでバックアップできるか、大資本に対抗するためにどのようによるかとういふ施策をどのようによるかと思ひまふ。

○高橋政府委員 お尋ねの件につきまして直接答へになつていゝなかつたわけでありまふが、その件につきまふして、やはり、コストダウンを図る、それでメリットを生じさせるといふことが一つありまふが、やはり、国産材のよさをPRする、国産材で建てたらこんないい家が建てられるとういふようなものを知つてもらふ必要がありまふ。今、住宅展示場などを見まふと、民間でみんな経営しているわけですが、やはり外材のツーバイフォーですとかプレハブですとか、そういうものが主流を占めていまふして、国産材の住宅は数えるほどしかないわけでありまふ。

そういう点に着目して、平成九年度に、建設省とも相談いたしまふして、国産材でつくつた住宅の展示を図るとか、それから、どこに行つたらそういうような国産材が手に入るのかとういふようなことを回答できるような木材利用相談センターとういふふうなものを各県単位で設置し、あるいは営林局、営林署等にも相談窓口をつくりまふして、そういう点で国産材がより有効に使われるような体制づくりをしたいとういふふうを考えております。

○石破委員 時間が参りましたので終わります。要は、余り残された時間はないだらうと思つてゐるのです。いきなり一般会計に移れとか言われまふしても、それはなかなか納税者の御納得が得られるものではないであらう、あわせて、この危機的状況にある山村それから山、零細なる労働者、企業体、森林組合、それをどうやって守つていくか、助けていくかとういふことを、これは政治の責任において私どもも考えねばならぬとういふふうに思つております。

以上で終わります。

○石橋委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る三月六日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

平成九年三月十七日印刷

平成九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局